熊谷市子ども・子育て支援事業計画

（案）

熊谷市

熊谷市子ども憲章

わたしたちは、心のつながりをもち、一人一人の自立をめざして、この憲章を定めます。

（夢・未来）
夢や希望をもち、すばらしい未来をつくります。

（友情・思いやり）
「ありがとう」と思いやりの心を忘れずに、相手の気持ちを大切にします。

（環境・自然）
自分たちにできることを進んでおこない、自然を大切にします。

（命・人権）
いじめや差別をなくして、みんなで助けあって生活します。

（責任・努力）
自分のことばや行動に責任をもち、目標にむかって努力します。

（平成 18 年５月５日告示）

目次

第１章 計画の策定に当たって 1
１　計画策定の背景 1
２　計画の位置付け 2
３　計画の期間 3
４　計画の対象 3
５　計画の策定体制 4
（１）　基礎調査の実施 4
（２）　会議の開催 4
第２章 熊谷市の現況 5
１　人口・世帯 5
（１）　人口の推移 5
（２）　人口構成の推移 5
（３）　出生数の推移 6
（４）　合計特殊出生率の推移 6
２　女性の労働力・婚姻の状況 7
（１）女性の労働力率の推移 7
（２）未婚率の推移 8
３　ひとり親家庭の状況 8
（１）母子世帯数・人員数 8
（２）父子世帯数・人員数 9
４　青少年・若者の状況 9
（１）不登校児童数（小学生） 9
（２）不登校生徒数（中学生） 10
（３）若年無業者数（全国値） 10
５　幼児期の教育・保育の状況 11
（１）教育・保育事業の施設数・入所児童数等 11
６　子ども・子育てに関するニーズ調査（抜粋） 13
（１）保護者の就労状況 13
（２）現在、教育・保育事業を定期的に利用している状況 14
（３）定期的に利用している事業と今後利用したい事業【就学前児童調査】 14
（４）地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向【就学前児童調査】 15
（５）子ども・子育て支援関連事業の利用状況と利用意向【就学前児童調査】 16
（６）放課後の過ごし方の希望について【5 歳児以上児童調査】 17
７　子どもの人口推計 18

第３章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策 19
１　教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方.....19
（１）　提供区域.....19
（２）　認定区分と利用可能施設.....19
２　計画の推進方策.....20
（１）　教育･保育施設等の充実 20
（２）　地域子ども･子育て支援事業の推進 23
第４章 「熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の分析・評価.....30
第５章 次世代育成支援対策推進法に係る計画の基本的な考え方.....31
１　基本理念 31
（１）　地域の人材や施設等を生かした、子育てにやさしい地域の環境づくり 31
（２）　全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり.....31
（３）　未来を担う子どもが安心して健やかに成長できる環境づくり 31
２　計画の視点.....32
３　基本目標 33
４　施策の体系.....34
第６章 施策の展開 36
基本目標１　地域で支える子育ての支援.....36
（１）地域における子育て支援の充実.....36
（２）保育の充実.....41
（３）保育所待機児童の解消.....42
（４）児童の健全育成.....43
基本目標２　母子保健施策の充実 47
（１）子どもや母親の健康の確保.....47
（２）小児医療体制の充実 50
（３）食育の推進.....51
（４）思春期保健対策の充実.....52
基本目標３　次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備 53
（１）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備.....53
（２）家庭教育への支援 57
（３）地域の教育力の向上 58
（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....60
基本目標４　安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援 61
（１）子育てを支援する生活環境の整備 61
（２）子どもの安全の確保 62
（３）経済的負担の軽減.....64
（４）職業生活と家庭生活との両立支援 66
（５）子どもの権利擁護の推進 68

基本目標５　要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進 70
（１）児童虐待防止対策の充実 70
（２）ひとり親家庭の自立支援の推進 73
（３）障害児施策の充実 75
第７章 計画の推進体制と進捗管理 79
１　計画の推進体制 79
２　計画の進捗管理 79

第１章　計画の策定に当たって

１　計画策定の背景

近年の我が国は、ライフスタイルや家族構成の変化、地域コミュニティの希薄化等によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが必要であり、社会の役割となっています。

国立社会保障･人口問題研究所が推計した「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」における出生中位（死亡中位）推計によると、総人口は、平成 60 年に 1 億人を割る 9,913 万人となり、平成 72 年には 8,674 万人になるものと見込まれています。特に、14 歳以下の年少人口は今後も減少をたどり、平成 72 年には平成 22 年（1,684 万人）と比較して 5 割以上も減少した 791 万人になると予測されています。

このような中、国では、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間に集中的かつ計画的に対策を実施するための時限法として次世代育成支援対策推進法を制定し、同法に基づき関係機関が子ども・子育て支援について総合的な施策に取り組んできました。

さらに、少子化に歯止めをかけ、子育て支援をより充実させるため、平成 24 年 8 月制定の「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる子ども・子育て関連３法では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに子ども・子育て支援の充実等を図ることとされました。

この間、本市でも、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立の支援など、幅広い観点から次世代育成支援の充実を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づく「熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、3 つの基本理念と 5 つの基本目標を掲げ、それらの達成に向けた子どもの教育・保育、子育て支援に取り組んできました。

今後は、上記計画の継承部分も含める形で、子ども・子育て支援法に基づく「熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定することで、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長できるよう、子ども・青少年に関する事業を推進してまいります。

２　計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第１条の目的、第２条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「熊谷市総合振興計画」を上位計画とした保健・医療・福祉分野の部門別計画として位置付けます。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」、子ども・若者自立育成支援推進法第９条に基づく「子ども・若者計画」を包含し、本市の子ども・青少年に関する施策を幅広く記載します。

子ども・子育て支援法

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

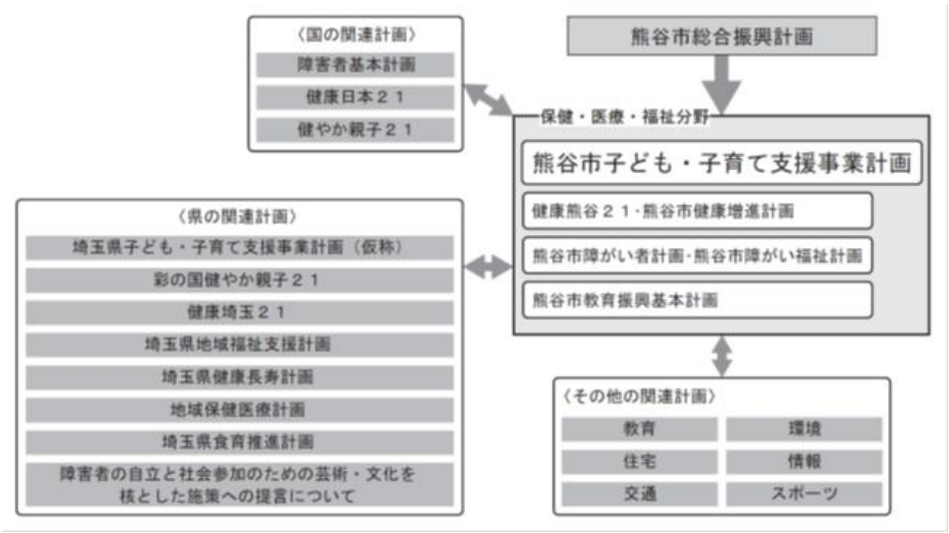

図　計画の位置付け

３　計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

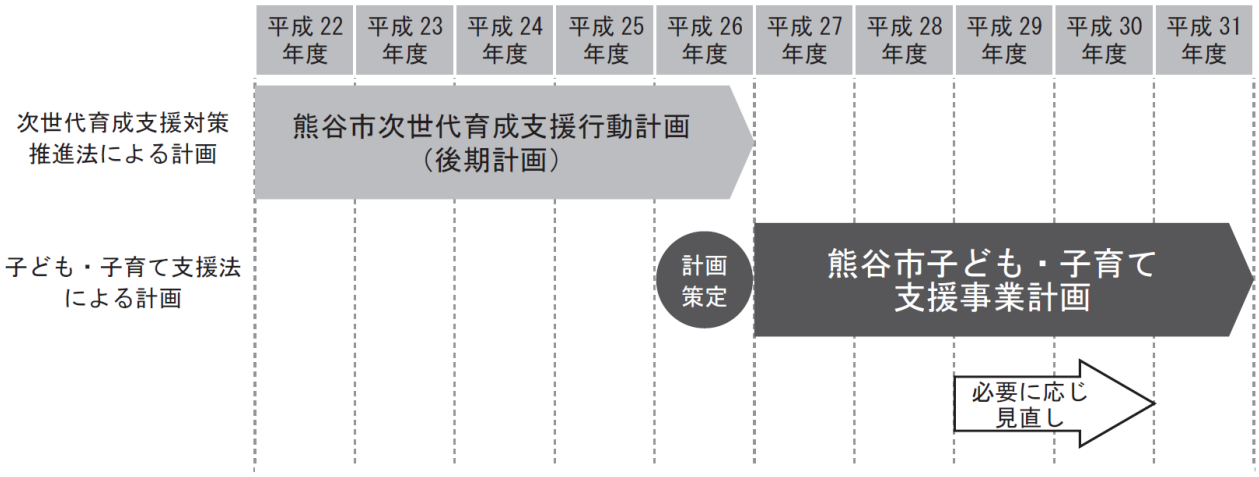

図　計画の期間

４　計画の対象

この計画は、おおむね 18 歳未満の子どもとその家庭、事業者、行政など社会全体を対象とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

５　計画の策定体制

アンケート調査（ニーズ調査）の実施や審議会の開催により、市民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

（１）基礎調査の実施

平成 25 年度に、幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業等の利用状況や利用希望を把握することを目的として、市民に対しアンケート調査（ニーズ調査）を実施しました。

○調査区域　　熊谷市全域
○調査方法　　郵送による配布・回収
○調査期間　　平成 25 年 11 月 25 日（月）～12 月 13 日（金）
○回収結果

	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査 （0～4 歳）	2,000 件	1,207 件	60.4%
5 歳児以上児童調査 （5 歳～小学 3 年生）	1,000 件	589 件	58.9%
計	3,000 件	1,796 件	59.9%

（２）会議の開催

熊谷市議会議員、学識経験者、教育・保育関係者等から構成される「熊谷市児童福祉審議会」を「子ども・子育て会議」に位置付け、計画内容を審議しました。

第２章　熊谷市の現況

１　人口・世帯

（１）人口の推移

本市の人口は減少傾向を示しており、平成 26 年では平成 19 年に比べ 5,040 人減少の 201,787 人となっています。

一方、世帯数は増加傾向で、平成 26 年では平成 19 年に比べ 3,169 世帯増加の 83,515 世帯となっています。

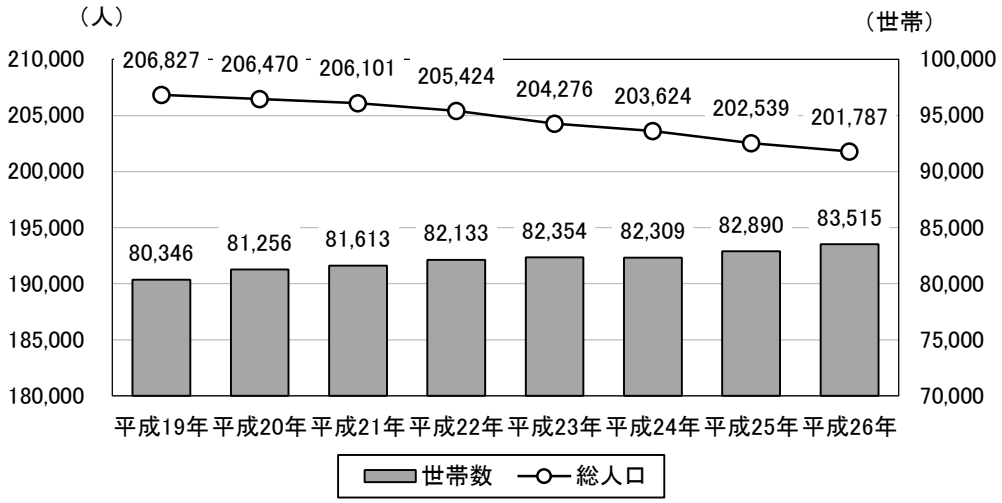

（資料：市民課、各年 10 月 1 日現在）

（２）人口構成の推移

人口構成を見ると 65 歳以上の高齢者人口の割合が増加し、15 歳未満の年少人口の割合が減少しています。特に年少人口は平成 17 年に比べ 0.9 ポイント減少し、平成 22 年では 12.8%と、本市においても少子高齢化の傾向が顕著に表れています。

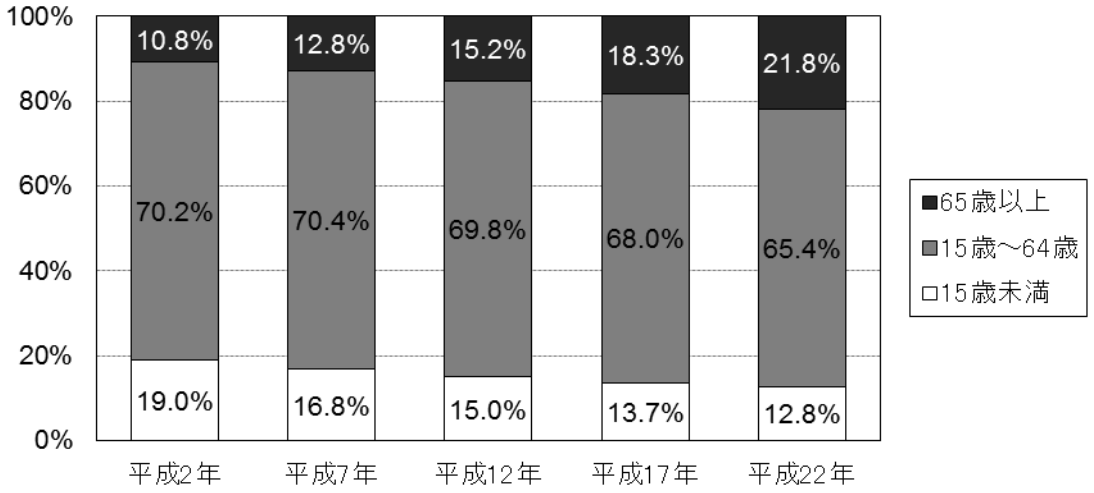

注）平成 17 年までは熊谷市・大里町・妻沼町・江南町の合計から算出しています。

（出典：総務省「国勢調査」）

（３）出生数の推移

本市における出生数の推移は減少傾向を示していましたが、平成 25 年では前年と比較して 7 人増加の 1,430 人となっています。

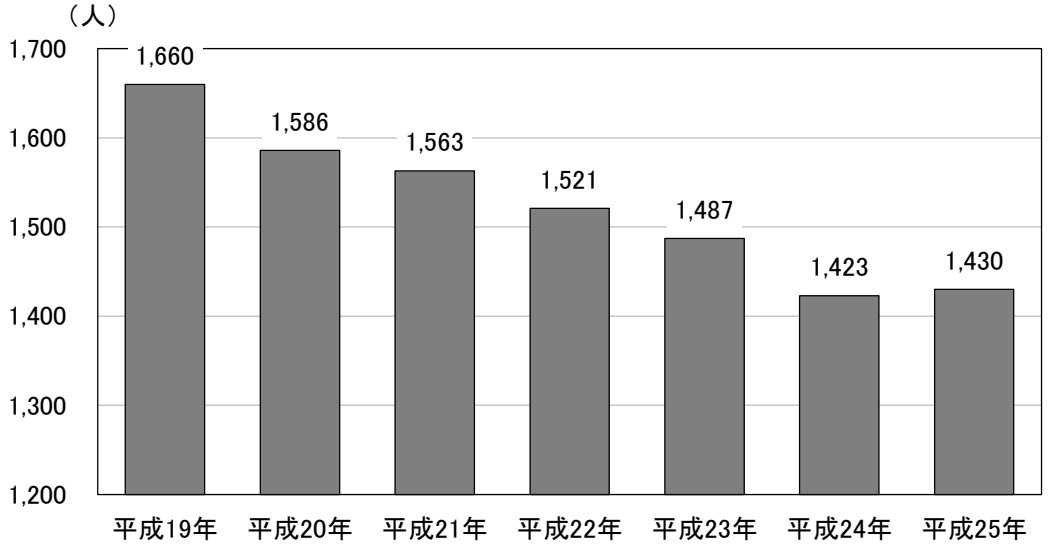

（出典：熊谷市統計書）

（４）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率を見ると上昇傾向となっていますが、国、埼玉県よりも低い状況にあります。本市の平成 25 年における合計特殊出生率は 1.22 で、経年的に増減を繰り返しながらおおむね横ばい傾向を示していますが、人口を維持するのに必要と言われている 2.08 を大きく下回っています。

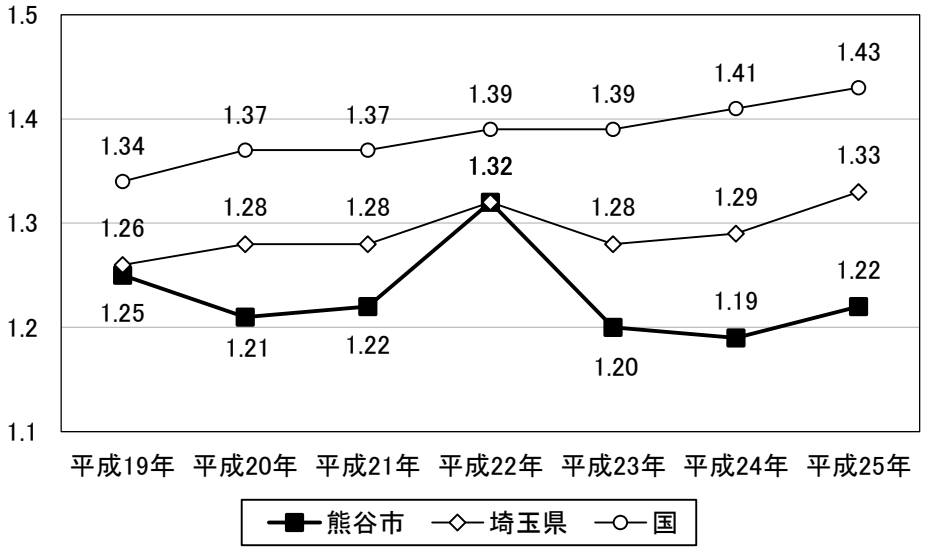

（出典：埼玉県「合計特殊出生率の年次推移」）

※「合計特殊出生率」とは、その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。1 人の女性が生涯に何人の子どもを生むかを表す数値です。

２　女性の労働力・婚姻の状況

（１）女性の労働力率の推移

平成 22 年における女性の労働力率（人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、25 歳以上において高い割合を示しています。経年的に見ると、結婚、出産、育児期に女性が離職し、子育てが終わると再び労働力となる、いわゆる女性の労働力率の「M字型曲線」は緩やかになってきていることがわかります。

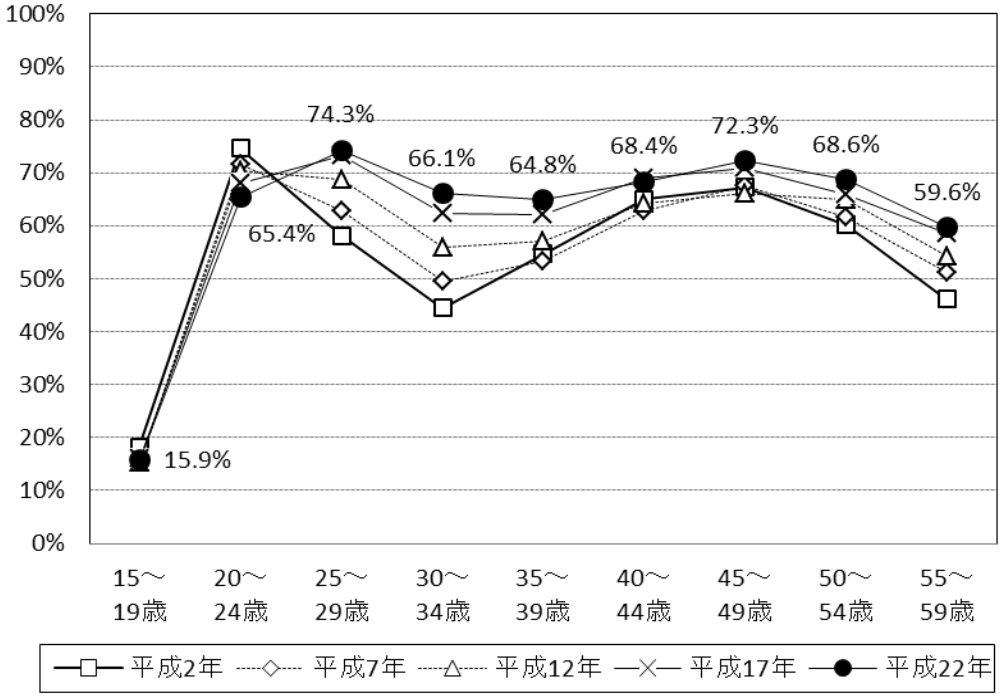

注）平成 17 年までは熊谷市・大里町・妻沼町・江南町の合計から算出しています。

（出典：総務省「国勢調査」）

（２）未婚率の推移

国勢調査によると、本市の平成 22 年時点の男性の未婚率は、30～34 歳が 49.2%、35～39 歳が 37.7%、40～44 歳が 28.9%で、40 代ではおおよそ 4 人に 1 人が未婚者となっています。経年的に見ると、29 歳以下の未婚率はおおむね横ばいか、漸増傾向であるのに対し、30 歳以上の未婚率は増加傾向にあります。

女性の未婚率は、25～29 歳が 59.2%、30～34 歳が 33.4%、35～39 歳が 21.6%で、経年的に見ると、どの年代でもおおむね増加傾向を示しています。

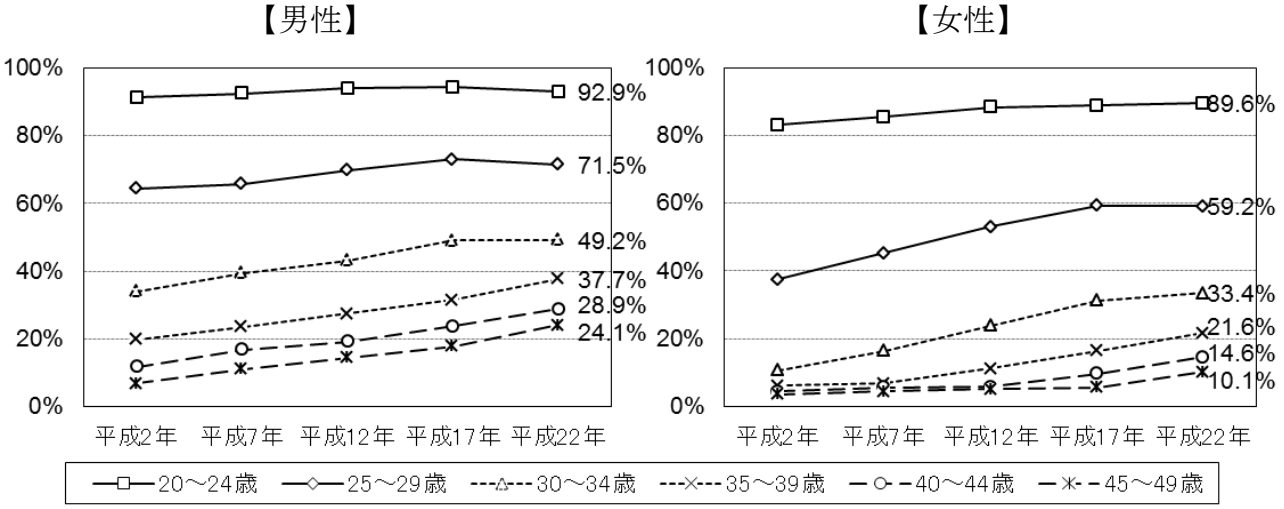

注）平成 17 年までは熊谷市・大里町・妻沼町・江南町の合計から算出しています。

（出典：総務省「国勢調査」）

３　ひとり親家庭の状況

（１）母子世帯数・人員数

国勢調査による母子世帯数は、平成 22 年で 5,793 世帯と、平成 2 年の 3,012 世帯から 2,781 世帯の増加となっています。また、母子世帯人員は平成 22 年で 13,848 人と、1 世帯当たり 2.39 人となっています。

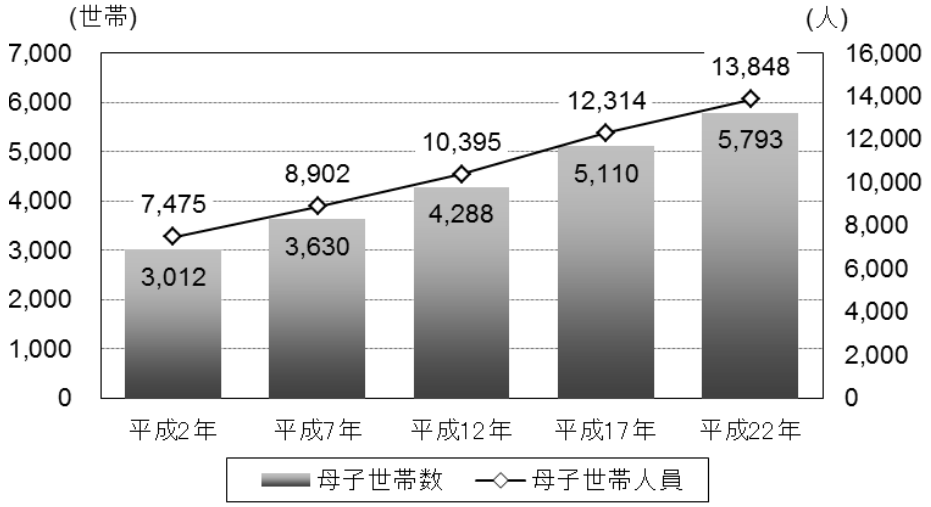

注）平成 17 年までは熊谷市・大里町・妻沼町・江南町の合計から算出しています。

（出典：総務省「国勢調査」）

（２）父子世帯数・人員数

国勢調査による平成 22 年の父子世帯数は、1,189 世帯、同年の父子世帯人員は 2,789 人で、1 世帯当たり 2.35 人となっています。

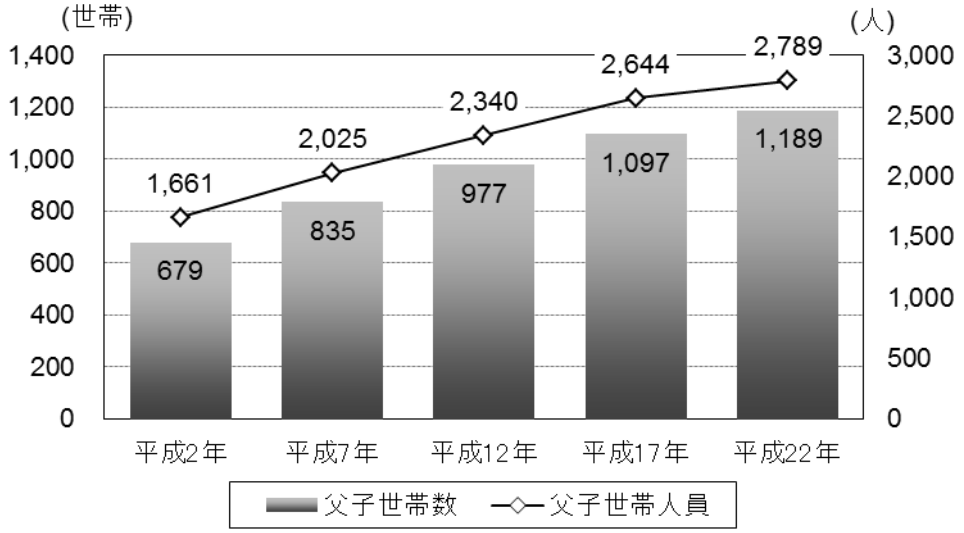

注）平成 17 年までは熊谷市・大里町・妻沼町・江南町の合計から算出しています。

（出典：総務省「国勢調査」）

４　青少年・若者の状況

（１）不登校児童数（小学生）

本市の小学生の不登校児童数の推移は、平成 18 年度の 38 人をピークに増減を繰り返しながら減少傾向を示しており、平成 25 年度では 18 人と、平成 18 年度の約 5 割となっています。

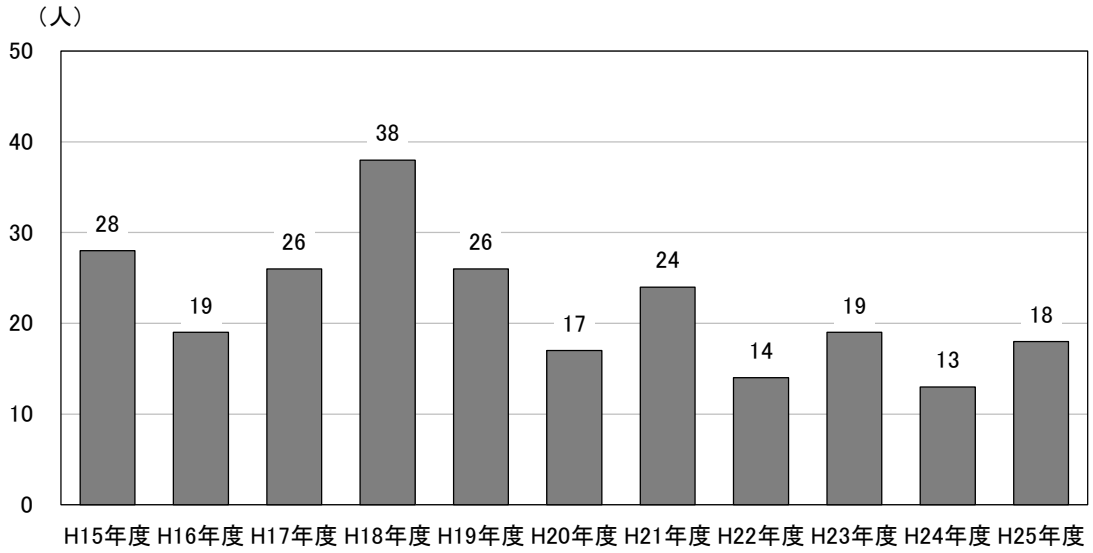

注）平成 17 年までは熊谷市・大里町・妻沼町・江南町の合計から算出しています。

（出典：文部科学省「学校基本調査」）

（２）不登校生徒数（中学生）

本市の中学生の不登校生徒数は、小学生よりも多く、小学生と同様に平成 18 年度をピークに減少傾向にあります。平成 25 年度では 119 人で平成 18 年度の約 6 割となっています。

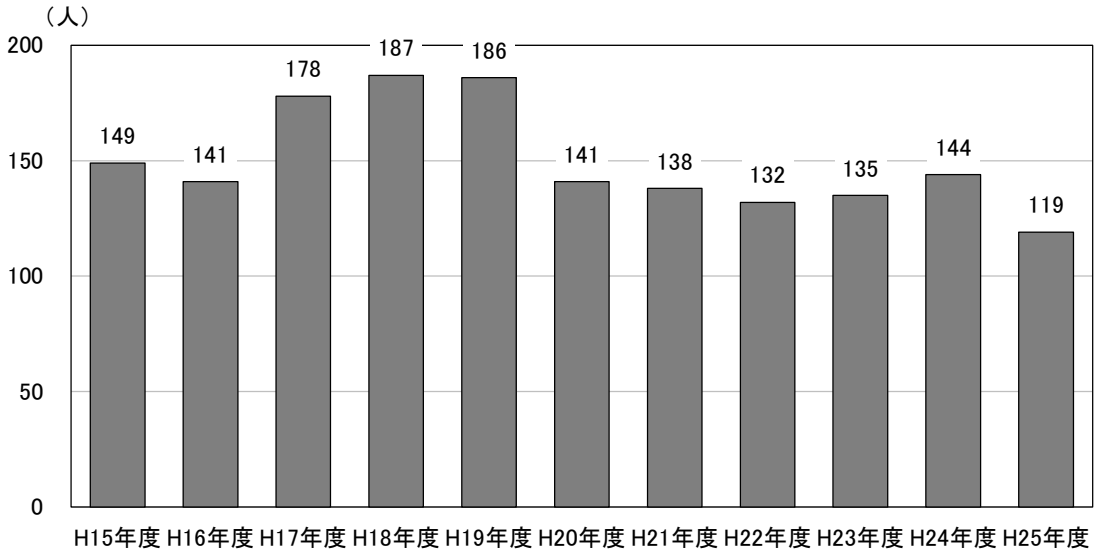

注）平成 17 年までは熊谷市・大里町・妻沼町・江南町の合計から算出しています。

（出典：文部科学省「学校基本調査」）

（３）若年無業者数（全国値）

若年無業者（15～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人）の推移は、平成 14 年に大きく増加して以降、おおむね横ばいで推移し、平成 25 年には 59 万人となっています。年齢階級別にみると，15～19 歳が 9 万人，20～24 歳が 15 万人，25～29 歳が 17 万人，30～34 歳が 18 万人となっています。

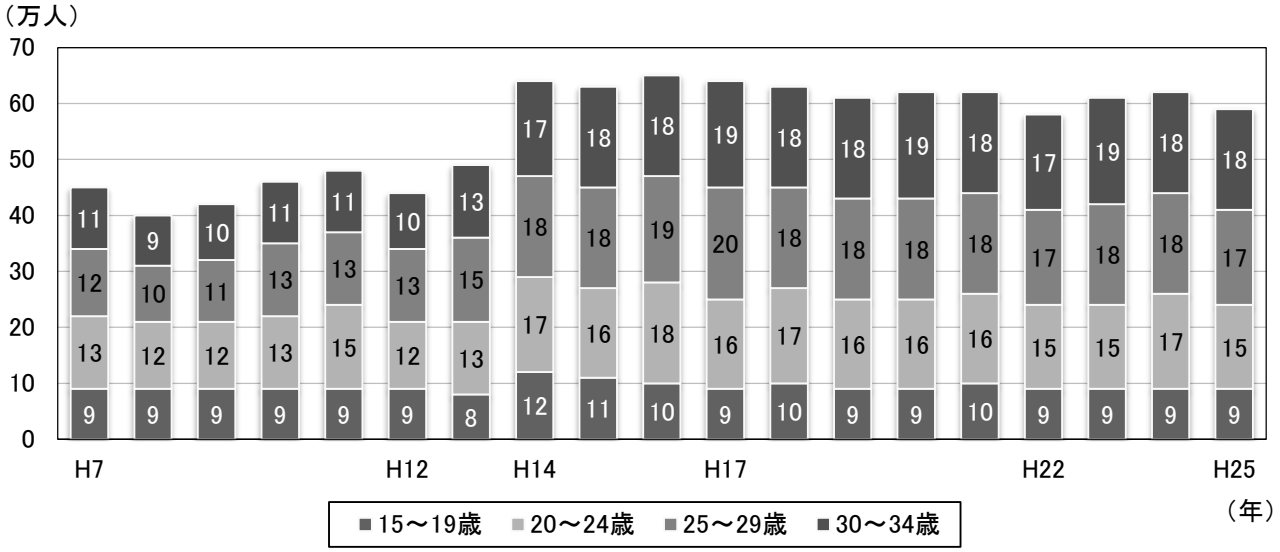

注）平成 23 年は、岩手県、宮城県及び福島県を除いた数値です。

（出典：総務省「労働力調査」）

５　幼児期の教育・保育の状況

（１）教育・保育事業の施設数・入所児童数等

①幼稚園

幼稚園の施設数は、平成 26 年で公立 3 園、私立 14 園です。入園児童数はおおむね 2,800 人～3,000 人で推移し、減少傾向を示しています。

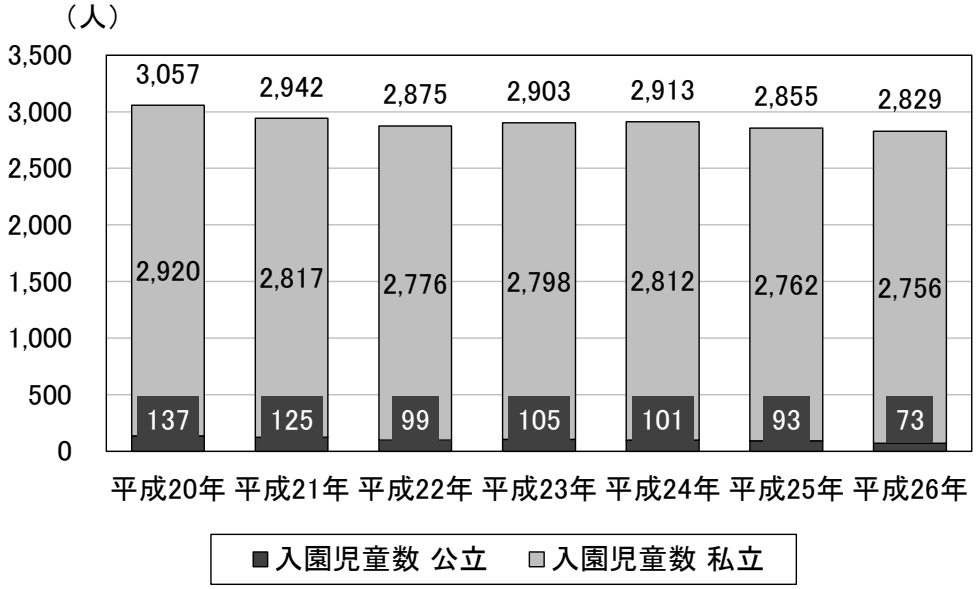

（出典：文部科学省「学校基本調査」）

②保育所

保育所の施設数は平成 23 年から民間で 2 所増加し、平成 26 年で公立 13 所、民間 24 所となっています。入所児童数は 3,000 人強で推移し、平成 24 年までは増加が続きましたが、その後は減少傾向がうかがえます。

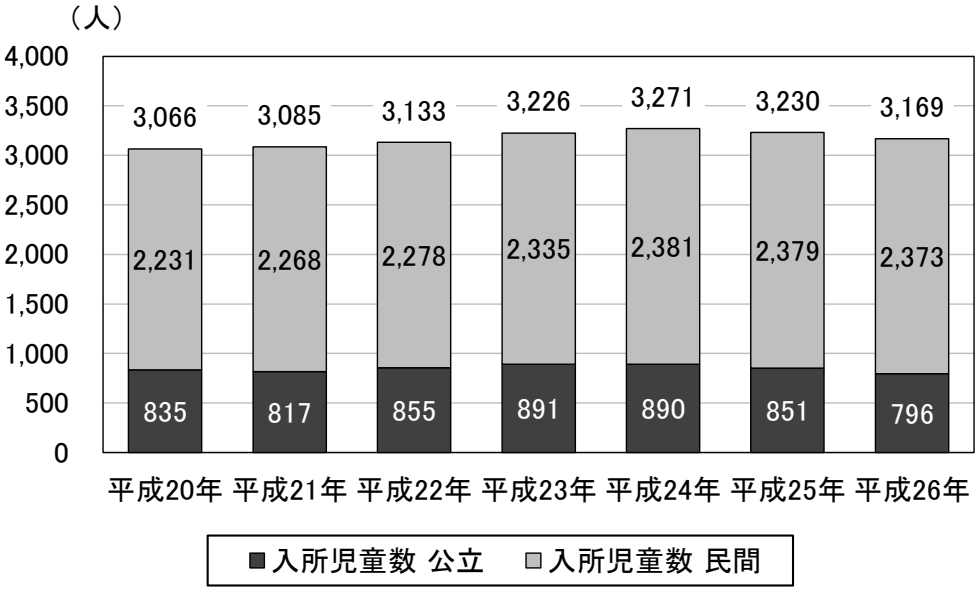

（出典：熊谷市統計書）

③放課後児童クラブ

放課後児童クラブの施設数は、公立で年ごとに施設が増加し、平成 26 年で公立 36 室、民間 6 室となっています。入室児童数はおおむね 1,400 人～1,800 人の増加傾向で推移しています。

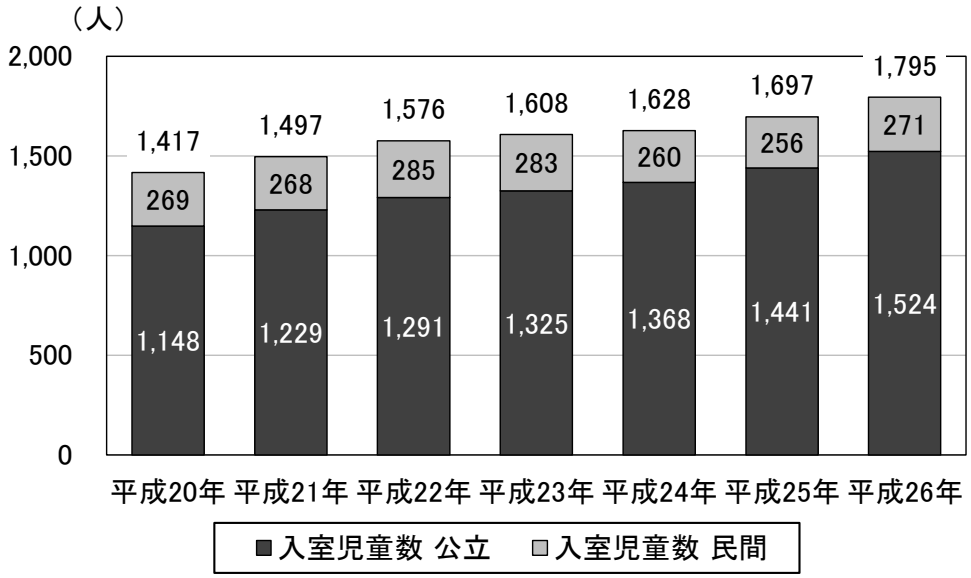

（出典：熊谷市統計書）

６　子ども・子育てに関するニーズ調査（抜粋）

（１）保護者の就労状況

【母親】

母親の就労状況は、就学前児童世帯では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 49.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 17.4%となっています。5 歳以上児童世帯では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 46.6%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 24.1%となっています。産休・育休・介護休業中の割合の合計はそれぞれ 13.1%、0.6%となっています。

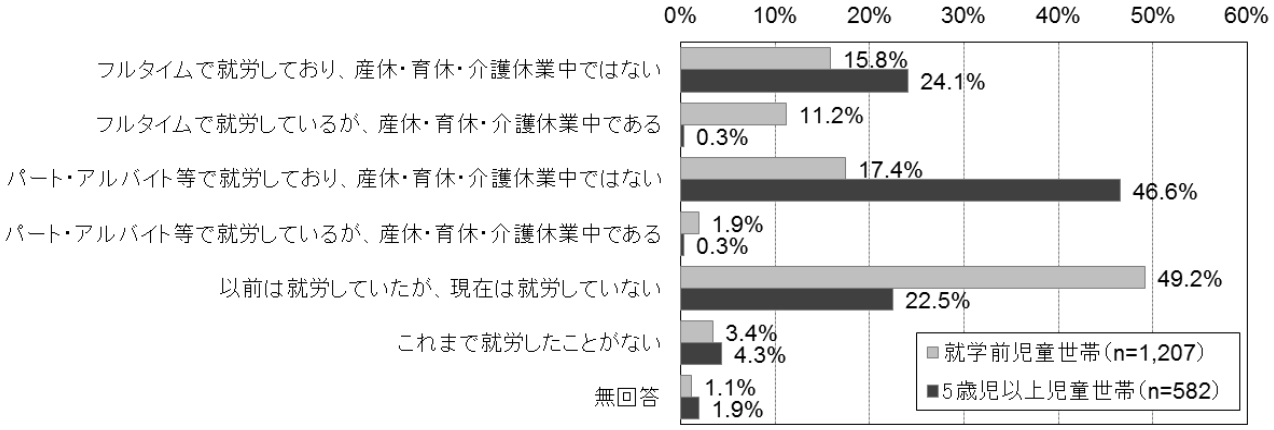

【父親】

父親の就労状況は、就学前児童世帯、5 歳以上児童世帯ともに「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が最も高く、それぞれ 93.8%、90.7%となっています。育休・介護休業中の割合の合計はそれぞれ 0.2%、0.4%となっています。

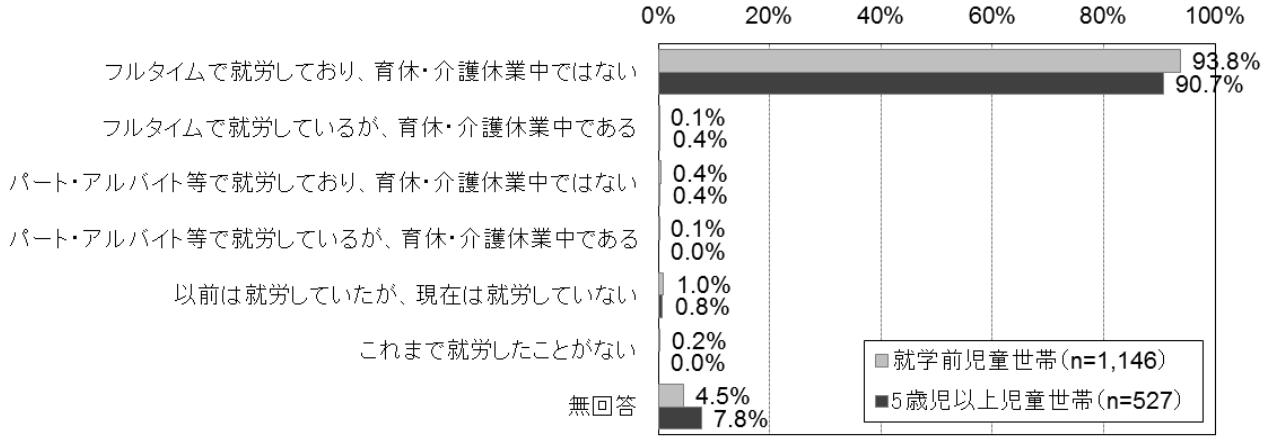

（２）現在、教育・保育事業を定期的に利用している状況

平日の定期的な教育･保育事業の利用状況は、就学前児童調査で「利用している」が45.4%に対し、「利用していない」が 54.5%となっています。5 歳児以上児童調査における放課後児童クラブの利用状況は､「利用している」が 22.6%に対し､「利用していない」が 74.9%となっています。

【就学前児童調査】
（幼稚園や保育所などの利用）

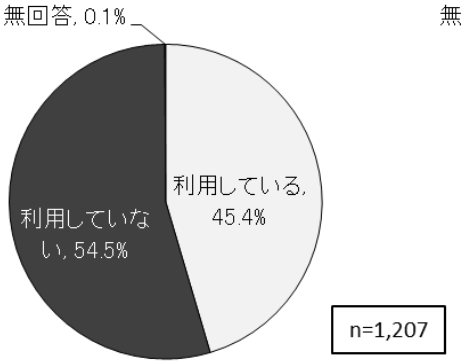

【5 歳児以上児童調査】
（放課後児童クラブの利用）

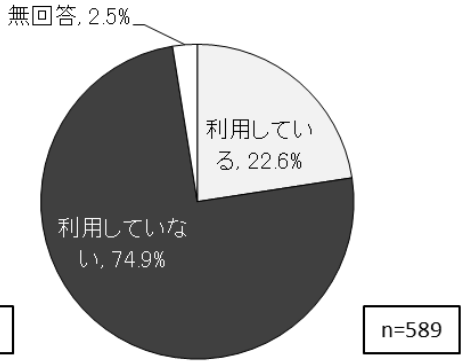

（３）定期的に利用している事業と今後利用したい事業【就学前児童調査】

平日に定期的に利用している事業は､「認可保育所」が 56.6%と最も高く、次いで「幼稚園」が 31.2%となっています。

一方、利用意向は「幼稚園」が 61.6%と最も高く、次いで「認可保育所」が 45.5%、「幼稚園の預かり保育」が 26.8%となっています。

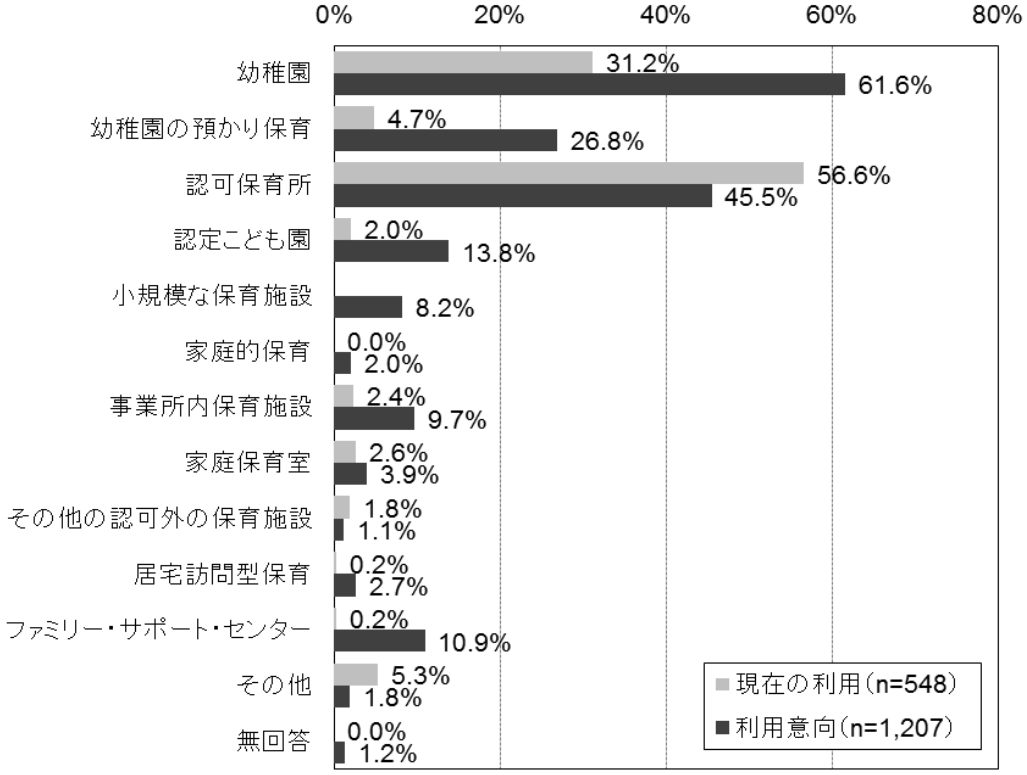

（４）地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向【就学前児童調査】

利用状況は「地域子育て支援拠点事業」が 25.3%、「利用していない」が 72.5%となっています。利用意向は「利用していないが、今後利用したい」が 30.9%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 49.3%となっています。

【利用状況】

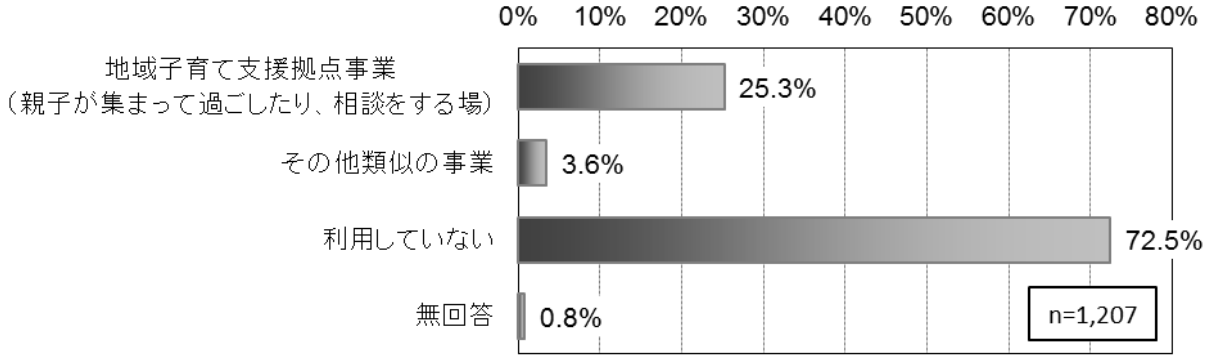

【利用意向】

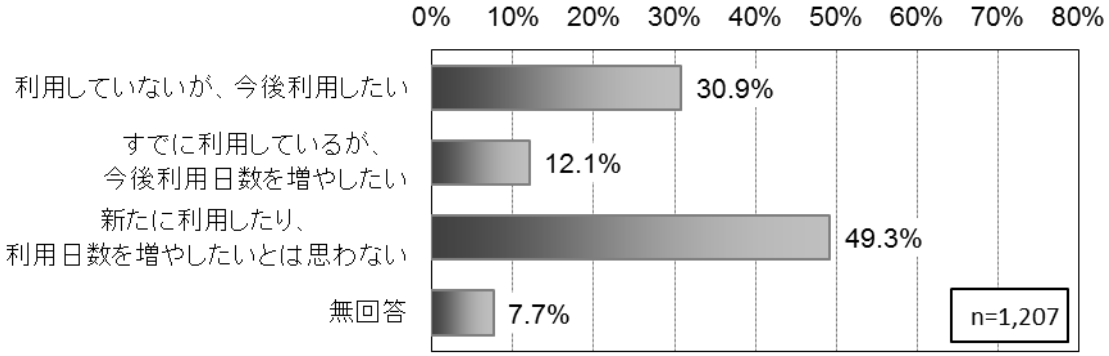

（５）子ども・子育て支援関連事業の利用状況と利用意向【就学前児童調査】

利用状況は「保健センター・母子健康センターの情報・相談事業」、「ハートフルタウンくまがや『子育てガイドブック』」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」の 3 事業が約 4 割の利用率となっています。

利用意向は「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「ハートフルタウンくまがや『子育てガイドブック』」、「熊谷市病児等緊急サポート事業」、「保健センター・母子健康センターの情報・相談事業」の 4 事業で約 6 割の意向率となっています。

【利用状況】

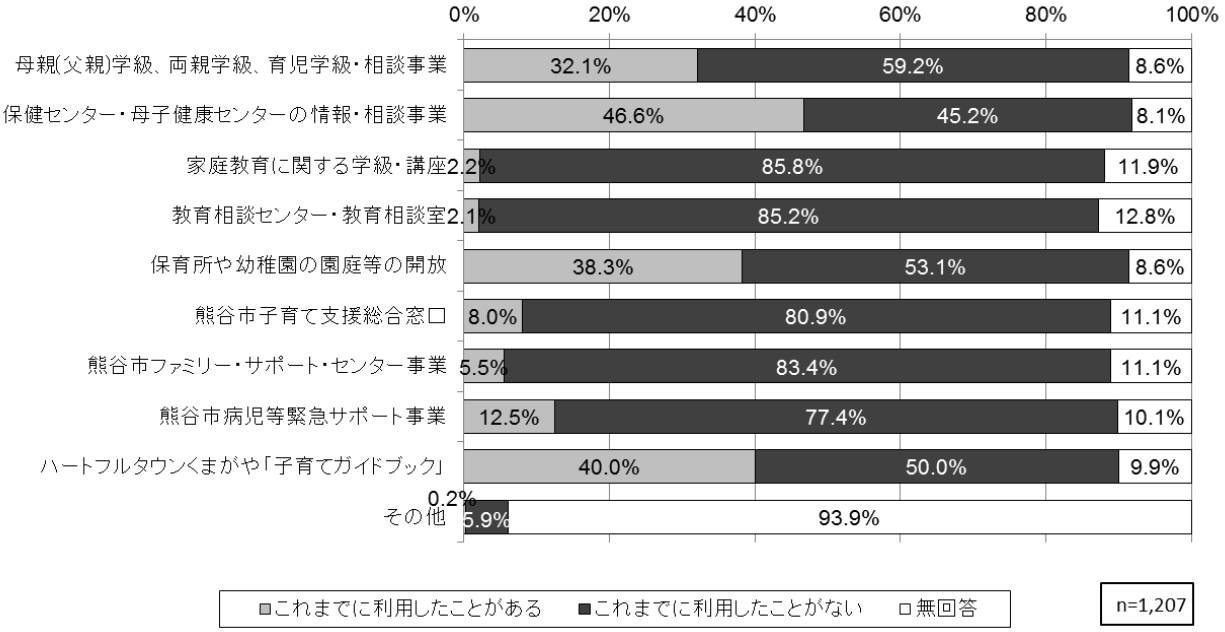

【利用意向】

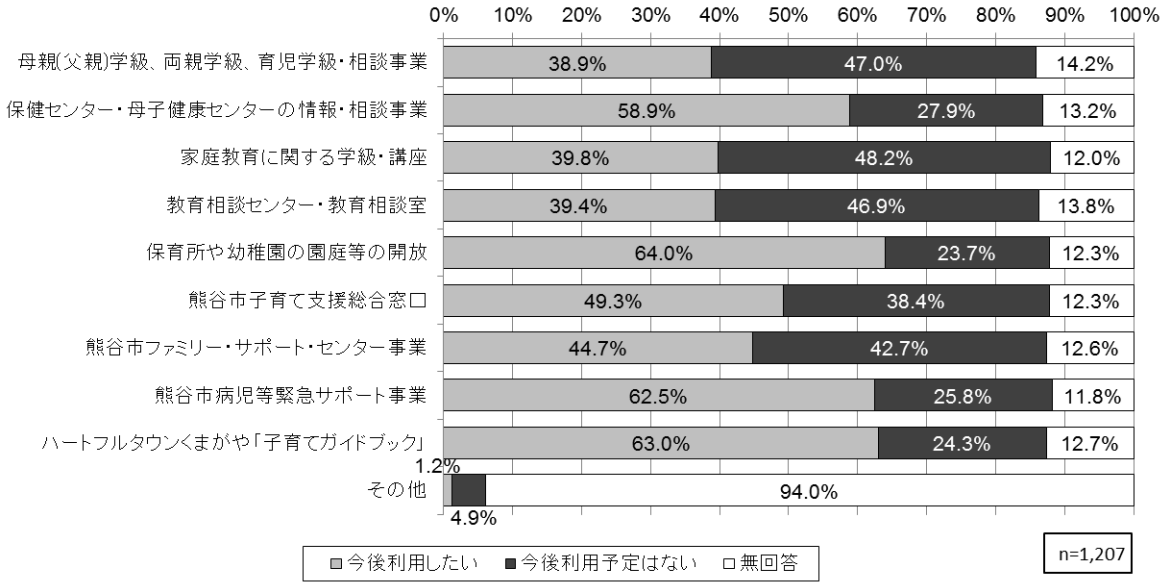

（６）放課後の過ごし方の希望について【5 歳児以上児童調査】

小学生の放課後の過ごし方について、低学年、高学年ともに上位 2 項目は「自宅」と「習い事」、次いで低学年では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」となっています。

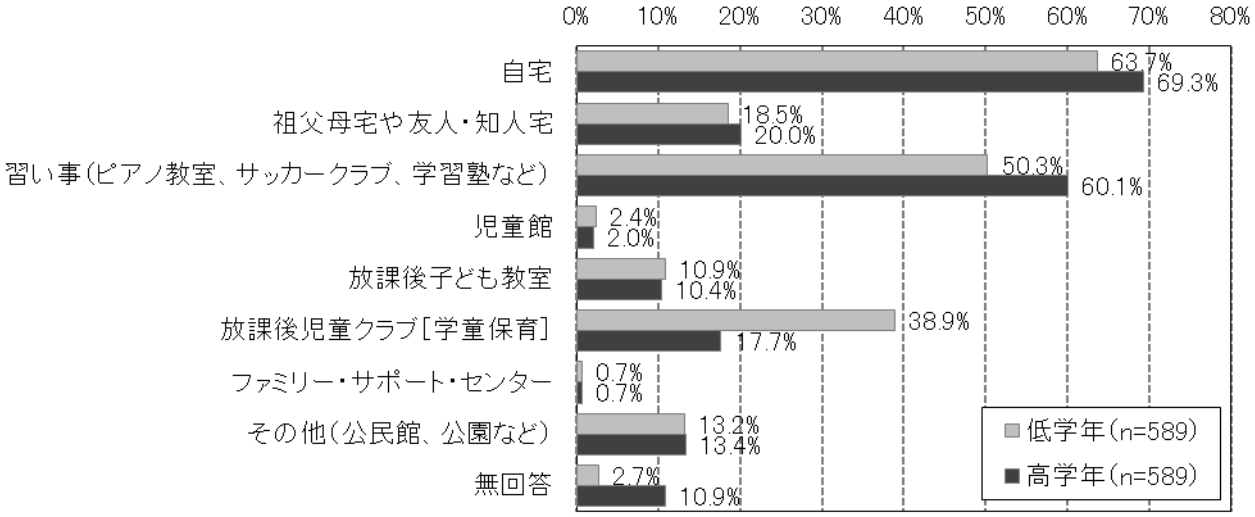

7　子どもの人口推計

本計画の計画期間における人口推計は、以下のとおりです。18 歳未満児童数は減少傾向で、平成 31 年には 28,102 人と、平成 27 年に比べ 2,194 人の減少となる見込みです。

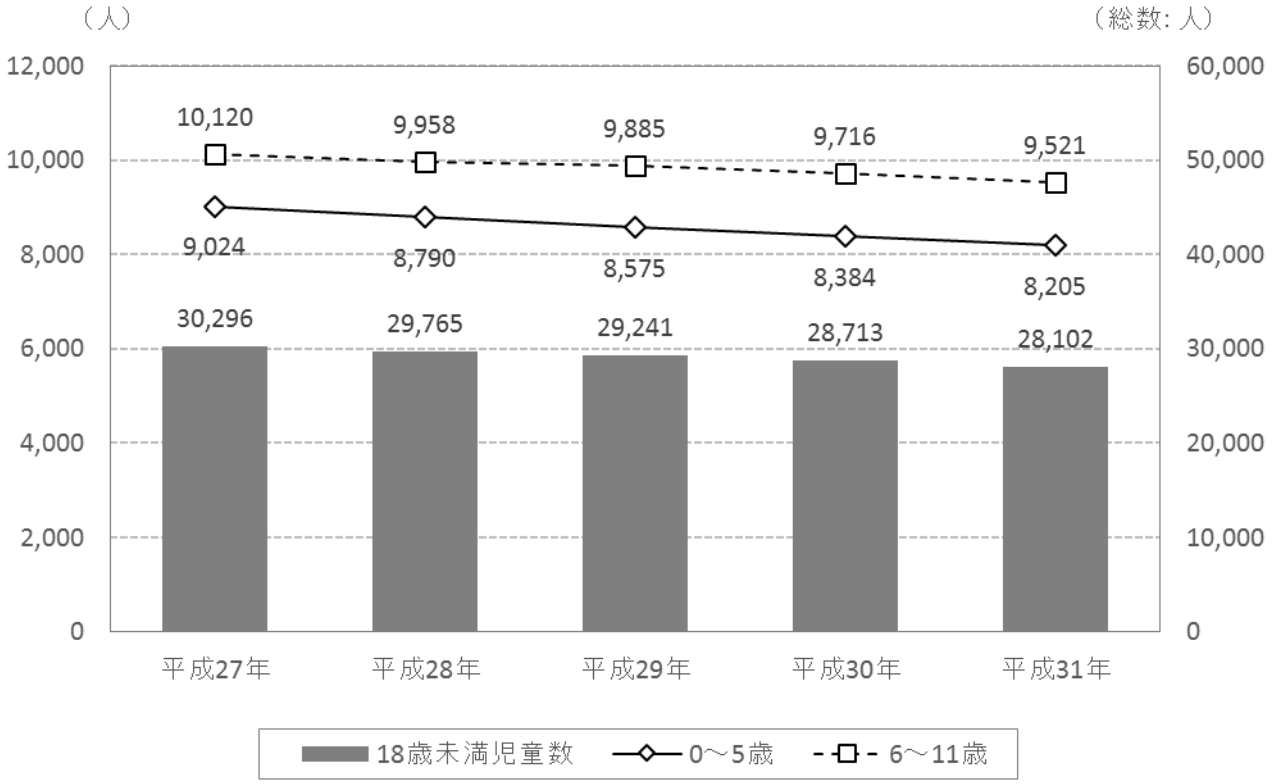

（単位：人）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳～5 歳	9,024	8,790	8,575	8,384	8,205
6 歳～11 歳	10,120	9,958	9,885	9,716	9,521
18 歳未満児童数	30,296	29,765	29,241	28,713	28,102

（資料：コーホート変化率法による）

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

第３章　子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

１　教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

（１）提供区域

教育･保育事業等の提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。以下の事項を考慮し、市全体を１区域として設定しました。

- 教育･保育施設は、保護者の通勤などが考慮され、居住地域にとらわれず、広域的に利用されている。
- 利用者が特徴のある教育･保育を選択することができる。
- 居住地域の人口変動に左右されることなく、需要推計を立てやすく、計画的に対応することができる。

（２）認定区分と利用可能施設

本計画で用いる認定区分は、両親の就労等の状況により、1～3 号認定に区分されます。なお、各認定基準で利用可能な施設は、原則として以下のとおりです。

	認定区分		
	1 号認定	2 号認定	3 号認定
対象年齢	満 3 歳以上	満 3 歳以上	満 3 歳未満
教育・保育認定等	教育標準時間認定（幼稚園等での教育を希望）	保育認定（「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望）	保育認定（「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望）
利用可能施設	認定こども園 幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園 保育所 地域型保育

※ 地域型保育…小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

2　計画の推進方策

（１）教育･保育施設等の充実

増大する保育ニーズに対応するため、保育所等を整備します。また、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育･保育施設等の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①認定こども園・幼稚園（1 号認定、満 3 歳以上）

保育を必要としない満 3 歳から小学校就学前の児童が利用する認定こども園の設置を促進するとともに、環境改善に努めます。

（単位：人）

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	１号認定（満３歳以上、保育の必要性なし、学校教育のみ）	2,479	2,397	2,343	2,297	2,256
②確保方策	認定こども園	523	797	1,011	1,115	1,555
	幼稚園	385	385	385	315	315
	確認を受けない幼稚園	2,665	2,325	2,045	1,905	1,465
	計	3,573	3,507	3,441	3,335	3,335
②－①		1,094	1,110	1,098	1,038	1,079

※ 2 号認定のニーズのうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いとされる者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1 号認定の確保方策として考えます。

※ 「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行せず、これまでどおり私学助成を受け運営する幼稚園のことです。

②認定こども園、保育所（2 号認定、満 3 歳以上）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする満 3 歳から小学校就学前までの児童を保育する認定こども園の設置を促進するなど保育設備の充実を図り、環境改善に努めます。

（単位：人）

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	２号認定 （満３歳以上、保育の必要性あり）	2,100	2,031	1,984	1,945	1,911
②確保方策	認定こども園	72	108	144	180	237
	保育所	2,088	2,088	2,088	2,088	2,031
	計	2,160	2,196	2,232	2,268	2,268
②－①		60	165	248	323	357

③認定こども園、保育所等（3 号認定、満 3 歳未満）

保護者の就労などの事由により､保育を必要とする 0 歳から 2 歳までの児童を保育する認定こども園、保育所の設備の充実を図り、環境改善に努めます。

（単位：人）

		H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
		0 歳	1～2 歳	0 歳	1～2 歳	0 歳	1～2 歳	0 歳	1～2 歳	0 歳	1～2 歳
①量の見込み	３号認定（満３歳未満、保育の必要性あり）	376	1,216	367	1,197	356	1,165	347	1,136	332	1,107
②確保方策	認定こども園	12	58	18	82	24	106	30	130	30	157
	保育所	262	850	267	865	272	880	277	895	283	884
	特定地域型保育事業	0	0	4	8	10	30	16	52	19	66
	認可外保育所	10	24	6	16	3	8	0	0	0	0
	計	284	932	295	971	309	1,024	323	1,077	332	1,107
②－①		△92	△284	△72	△226	△47	△141	△24	△59	0	0

※ 「特定地域型保育事業」とは、新制度において新たに市が認可する定員 19 人以下で満 3 歳未満児を対象とする事業です。

【教育・保育施設の確保方策の考え方】

教育･保育施設の平成 27 年度末時点での定員数は､6,949 人（1 号認定 3,573 人、2 号認定 2,160 人、3 号認定 1,216 人）と見込まれ、見込量（6,171 人）は上回っています。しかしながら、認定区分ごとでは、3 号認定が 376 人不足するため、各年度の今後の入園（所）実数等を踏まえながら、幼稚園から認定こども園への移行、保育所の改修等や特定地域型保育事業を新たに認可すること等により、3 号認定の定員増を図り、待機児童ゼロの継続に努めます。なお、量の見込みを充足している 1 号、2 号認定の確保量を 3 号認定へ充当する方策も含め対応していきます。

※ 量の見込みについては 1 号、2 号認定はニーズ調査における実数、3 号認定はニーズ調査の数値に現状の申込状況等を考慮し補正した数値です。

（２）地域子ども･子育て支援事業の推進

①利用者支援事業【新規事業】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育･保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

※子育て支援総合窓口（こども課内）

【確保方策の考え方】

子育て家庭の個々の状況を把握し、施設や事業等の適切な利用支援、関係機関との連絡調整等を実施するため、専門的な相談員の養成及び配置に努めていきます。新規事業のため、実施内容等については、国が示す具体的内容を踏まえて検討していきます。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人回)		91,000	92,000	93,000	94,000	95,000
確保方策	(人回)	91,000	92,000	93,000	94,000	95,000
	(か所)	19	19	19	19	19

【確保方策の考え方】

現在、おおむね中学校区に１か所を開設し、子育て中の親子の交流の場の提供、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児情報の提供など、施設ごとに工夫した様々な事業を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。今後も市報やホームページ等で事業の周知を図るとともに、既存の施設がそれぞれの特徴を生かし、事業内容の充実を図ることで、利用者の拡大に努めていきます。

※ 「人回」（「人日」）とは、延べ利用回数（日数）を表します。

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人回)	15,518	15,306	15,071	14,824	14,598
確保方策（人回）	15,518	15,306	15,071	14,824	14,598
	実施場所：全国医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関との委託契約 ＊　委託契約外の医療機関の場合は、本人の申請により、償還払いで対応 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

【確保方策の考え方】

妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、医師等による健康診査を妊娠中に14 回受診できる健康診査受診票を交付しています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	1,369	1,335	1,300	1,267	1,236
確保方策（人）	1,369	1,335	1,300	1,267	1,236
	実施機関：母子健康センター 実施体制：①委託　　保健師、助産師 ②熊谷市　保健師				

【確保方策の考え方】

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に、訪問相談員（保健師・助産師）が訪問し、子育てに対する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつけています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人回)	70	70	70	70	70
確保方策（人回）	70	70	70	70	70
	実施機関：こども課 実施体制：保健師				

【確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により把握した、子育てへの不安感・孤立感が高い家庭、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭等を保健師が訪問し、助言・指導を行っています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

また、要保護児童育成事業として、家庭・児童への適切な支援が行われるよう、関係機関で構成されている要保護児童対策地域協議会を中心に情報を共有し、連携を図っていきます。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		100	100	100	100	100
確保方策	(人日)	100	100	100	100	100
	(か所)	7	7	7	7	7

【確保方策の考え方】

現在、7 施設に委託して実施しています。今後も保護者の子育て不安や負担の解消に向けて、緊急時の児童等の受け入れ体制を確保し、保護者、児童養護施設との連携を図っていきます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		1,820	1,840	1,860	1,880	1,900
確保方策 (人日)	子育て援助活動支援事業	1,820	1,840	1,860	1,880	1,900

【確保方策の考え方】

現在、市が熊谷市社会福祉協議会に委託して実施しています。今後も利用会員の増加が見込まれることから、提供体制の確保のため、援助会員の拡大を進めるとともに、援助活動の質の向上を図るため、援助会員に対する研修の充実に努めます。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		57,880	55,966	54,674	53,613	52,663
確保方策(人日)	在園児対象型	57,880	57,880	57,880	57,880	57,880

【保育所等における一時預かり（在園児対象型を除く）】

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		17,966	17,500	17,072	16,692	16,335
確保方策（人日）	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	17,966	17,966	17,966	17,966	17,966

【確保方策の考え方】

現在、幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、市内 11 か所の幼稚園で実施しています。また、幼稚園在園児以外の一時預かりは、市内 13 か所の保育所等で実施しています。現在の提供体制を確保していくことで、今後のニーズに対応していきます。

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、１１時間の通常の開所時間外に認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	923	899	877	858	839
確保方策(人)	923	899	877	858	839

【確保方策の考え方】

現在でも、保護者の要望に対し必要な保育士数を配置することで対応可能であることから、今後も、現状のサービス提供体制の維持を図ります。

⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

病児・病後児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）は、「援助を希望する者（利用会員）」と「援助に協力できる者（サポート会員）」が育児の相互援助活動を行う事業です。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人日)		1,000	974	950	929	909
確保方策（人日）	病後児保育事業	972	972	972	972	972
	子育て援助活動支援事業(病児･緊急対応強化事業)	28	28	28	28	28
	計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

【確保方策の考え方】

現在、病後児保育事業は、市内の保育所１か所において実施しています。また、子育て援助活動支援事業（病児等緊急サポート事業）は、市が特定非営利法人「病児保育を作る会」に委託して実施しています。

病後児保育事業については、現在の提供体制を確保し、今後のニーズに対応していきます。また、病児保育事業の実施については、今後検討していきます。子育て援助活動支援事業（病児等緊急サポート事業）については、サポート会員の増により、提供体制を充実させていきます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み(人)	2,412	2,381	2,346	2,297	2,242
確保方策(人)	1,930	2,035	2,125	2,215	2,305

【確保方策の考え方】

現在、市内 43 か所の児童クラブ（民間学童クラブ含む）で実施し、総定員数は 1,820 人となっています。平成 27 年度には、対象児童が小学校 6 年生までに拡大されることから、利用者の増加が予想されます。現在の定員では大幅な不足が見込まれるため、平成 31 年度までに量の見込みを満たすよう、主に小学校の余裕教室等を活用し計画的に提供体制を拡大していきます。

また、「熊谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する、児童一人当たりの専用区画の面積は 1.65 ㎡以上とすること、保育に当たる放課後児童支援員は支援の単位ごとに 2 人以上とすること（少なくとも 1 人は有資格者）、一つの支援単位を構成する児童数はおおむね 40 人以内とすること、については経過措置を設け、基準を満たすようにしていきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

第４章　「熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の分析・評価

平成 22 年 3 月に策定した「熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）」において、国から定量的目標事業量の設定が求められていた項目の進捗状況は以下のとおりです。

事業名			単位	実績					H26 年度目標	H25 年度達成度(%)
				H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
通常保育事業										
	３歳未満児	認可保育所	人	940	967	1,013	1,043	1,090	1,040	104.8
		保育５サービス	人	1,045	1,093	1,117	1,125	1,224	1,145	106.9
		うち、家庭的保育事業	人	0	0	0	0	0	0	－
	３歳以上児	認可保育所	人	2,080	2,098	2,137	2,127	2,120	2,055	103.2
		保育５サービス	人	2,180	2,202	2,240	2,208	2,180	2,155	101.2
		うち、家庭的保育事業	人	0	0	0	0	0	0	－
		保育６サービス	人	2,317	2,339	2,377	2,345	2,317	2,292	101.1
		うち、認可保育所＋家庭的保育＋幼稚園の預かり保育	人	2,217	2,235	2,274	2,264	2,257	2,192	103.0
	計	認可保育所	人	3,020	3,065	3,150	3,170	3,210	3,095	103.7
		保育５サービス	人	3,225	3,295	3,357	3,333	3,404	3,300	103.2
		うち、家庭的保育事業	人	0	0	0	0	0	0	－
延長保育事業			人	723	827	910	835	850	748	113.6
			か所	35	35	37	37	37	36	102.8
夜間保育事業			人	1	6	12	12	12	6	200.0
			か所	1	1	2	2	2	1	200.0
休日保育事業			人	120	130	260	260	260	170	152.9
			か所	1	1	2	2	2	1	200.0
病児・病後児保育事業										
	病児・病後児対応型		日数	968	972	976	976	976	972	100.4
			か所	1	1	1	1	1	1	100.0
	体調不良型		日数	0	0	0	0	0	0	－
			か所	0	0	0	0	0	0	－
	計		日数	968	972	976	976	976	972	100.4
			か所	1	1	1	1	1	1	100.0
放課後児童健全育成事業			人	1,600	1,640	1,665	1,748	1,790	1,705	105.0
			か所	35	38	39	41	42	42	100.0
一時預かり事業			日数	15,448	17,085	16,893	17,553	17,568	17,010	103.3
			か所	9	10	10	12	12	10	120.0
地域子育て支援拠点事業			か所	14	16	17	18	18	17	105.9
ショートステイ事業			か所	7	7	7	7	7	7	100.0
ファミリー・サポート・センター事業			か所	1	1	1	1	1	1	100.0

※保育５サービス：認可保育所＋家庭的保育事業＋事業所内保育所＋認定保育施設＋その他の保育施設

保育６サービス：保育５サービス＋幼稚園の預かり保育

第５章　次世代育成支援対策推進法に係る計画の基本的な考え方

１　基本理念

熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）では、3 つの基本理念を掲げ、子どもと子育て家庭の支援に取り組んできました。

基本理念の考えは、長期的展望に立った普遍的な概念であることから、本計画においてもその考え方を継承し、子どもと子育てをする親の成長を図り、地域の温かいまなざしと支え合いのできるより良い子育て環境を目指します。

基本理念１

地域の人材や施設等を生かした、子育てにやさしい地域の環境づくり

基本理念２

全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり

基本理念３

未来を担う子どもが安心して健やかに成長できる環境づくり

（１）地域の人材や施設等を生かした、子育てにやさしい地域の環境づくり

子育てと就労の両立を望む親が、自らの意欲や能力を持って多様な働き方が選択できる柔軟な社会体制と、地域の様々なサポートを利用できる環境が望まれます。

市内には、子育て専門職や子育て支援の活動団体等、様々な地域の人材や施設等があります。これらの社会資源を有効活用しながら、子育てにやさしい地域の環境づくりを目指していきます。

（２）全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり

地域コミュニティの希薄化、女性の就労率の上昇、児童虐待の社会問題化など、子育て環境を取り巻く様々な課題を解決するため、ハード面（環境整備）と、ソフト面（市民意識）の両面から子育て支援に取り組み、安心して生み育てることができる環境づくりを目指していきます。

（３）未来を担う子どもが安心して健やかに成長できる環境づくり

子どもが自ら「生きる力」を育み、人と人の関わりを通して豊かな人間性を形成し、次代の親になるための自立を養うことができる環境づくりが大切です。

次代を担う子どもの思いやりの心と、健やかな育ち・自立を促すことができ、安心して地域で暮らせる環境づくりを目指していきます。

２　計画の視点

本計画の策定に当たって、熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）の９つの基本的視点を取り入れ、子ども・親・地域・社会それぞれの視点を考慮した施策を推進し、子ども・子育てのより良い環境づくり支援します。

１　子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、子育ては男女が協力して行うものとの視点も考慮した取組を進めます。

２　次代の親の育成という視点

子どもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

３　サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズが多様化する中、それらのニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った取組を進めます。

４　社会全体による支援の視点

親その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという認識の下、企業や行政等、社会全体で子どもと家庭を支えていくことができる取組を進めます。

５　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして重要となります。企業や行政等が連携して子育て家庭における仕事と生活の調和を支えていく取組を進めます。

６　全ての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもの増加等、子どもの抱える背景に十分対応できるよう、体制の整備を進めるとともに、子育ての孤立化等の問題を踏まえた包括的な子どもと家庭への支援を進めます。

７　地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域の社会資源やその特性は多岐にわたります。これらを有効活用し、多様化する利用者のニーズに対応した取組を進めます。

８　サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの質と量を適切に確保することが大切です。社会資源の整備や人材の資質向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

９　地域特性の視点

人口構造や産業構造、社会資源の状況等、地域の特性を踏まえた主体的な取組を進めます。

３　基本目標

３つの基本理念を実現するため、９つの基本的視点を取り入れた５つの基本目標を設定しました。熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価を踏まえ、各施策を実施するに当たり、よりきめ細かな事業・取組を推進します。

基本目標１　地域で支える子育ての支援

地域交流の場の提供や子育てを地域で支えるネットワークづくりなど、地域社会が積極的に子育てをサポートする、温かい地域の形成を目指すとともに、利用者のニーズに応えた、子育て支援の充実を図ります。

基本目標２　母子保健施策の充実

妊娠から出産、子育てまで、母子における健康が確保されるよう、母子保健の充実を図ります。また、近年の核家族化や都市化の進展による親の育児不安や子育てに伴う負担感の軽減、安全で快適な出産に関する出産準備教育や子育てにおける食育の推進を図ります。

基本目標３　次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

子どもの自主性や豊かな心の育成、心身の健やかな成長は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるため、学校等における教育環境の整備を推進します。

基本目標４　安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

共働き世帯が増加し、ライフスタイルが多様化する中、子育てと仕事の両立を実現するため、事業者や市民一人一人がその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択できるよう、体制の整備や情報提供などに取り組みます。

基本目標５　要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児及びその家族への支援など、きめ細かな対応に取り組みます。

４　施策の体系

5 つの基本目標に向けた主要課題とそれに対応する施策の方向は以下のとおりです。

基本目標１　地域で支える子育ての支援

【主要課題】	【施策の方向】
（１）地域における子育て支援の充実	①児童の養育支援の充実 ②相談・情報提供の充実 ③子育て支援の拠点整備・活動支援
（２）保育の充実	①多様な保育の充実 ②保育の資質向上
（３）保育所待機児童の解消	①保育所待機児童の解消
（４）児童の健全育成	①居場所づくりの推進 ②各種交流活動の充実 ③文化・芸術活動の促進 ④読書活動の充実 ⑤スポーツ・レクリエーション活動の充実 ⑥自然体験の機会づくりの推進 ⑦指導者の育成促進

基本目標２　母子保健施策の充実

【主要課題】	【施策の方向】
（１）子どもや母親の健康の確保	①母子保健事業の推進 ②人材の育成
（２）小児医療体制の充実	①小児救急医療体制の充実 ②こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進
（３）「食育」の推進	①妊娠期からの食育の推進 ②食育の推進
（４）思春期保健対策の充実	①子どもの心と体の健康支援 ②地域保健と学校保健の連携による健康教育の実施 ③喫煙や薬物乱用に関する対策

基本目標３　次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

【主要課題】	【施策の方向】
（１）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	①確かな学力の向上 ②豊かな心と健やかな体の育成 ③信頼される学校づくりの推進 ④乳幼児教育の充実
（２）家庭教育への支援	①家庭教育に関する学習機会の充実 ②子どもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり
（３）地域の教育力の向上	①各種交流活動の充実 ②文化・芸術活動の促進 ③読書活動の充実 ④スポーツ・レクリエーション活動の充実 ⑤自然体験の機会づくりの推進 ⑥ボランティア活動等の推進
（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進	①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標４　安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

【主要課題】	【施策の方向】
（１）子育てを支援する生活環境の整備	①住環境の支援 ②安全・安心のまちづくりの推進
（２）子どもの安全の確保	①交通安全を確保するための活動の推進 ②子どもを犯罪の被害から守るための活動の促進
（３）経済的負担の軽減	①経済的負担の軽減
（４）職業生活と家庭生活との両立支援	①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し ②仕事と子育ての両立のための基盤整備
（５）子どもの権利擁護の推進	①子ども憲章の普及・啓発 ②人権教育・人権保育の充実 ③相談体制の充実

基本目標５　要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

【主要課題】	【施策の方向】
（１）児童虐待防止対策の充実	①虐待の早期発見・予防対策の推進 ②相談体制の整備・充実 ③被害にあった家庭への支援 ④里親制度の啓発
（２）ひとり親家庭の自立支援の推進	①ひとり親家庭の自立支援の推進
（３）障害児施策の充実	①保育の充実 ②居宅における障害児の養育支援 ③障害児の療育の充実 ④リハビリテーションの充実 ⑤放課後等における居場所の確保 ⑥特別支援教育の充実 ⑦療育相談・指導の充実 ⑧各種支援制度の充実

第６章　施策の展開

基本目標１　地域で支える子育ての支援

【主要課題】	【施策の方向】
（１）地域における子育て支援の充実	①児童の養育支援の充実 ②相談・情報提供の充実 ③子育て支援の拠点整備・活動支援
（２）保育の充実	①多様な保育の充実 ②保育の資質向上
（３）保育所待機児童の解消	①保育所待機児童の解消
（４）児童の健全育成	①居場所づくりの推進 ②各種交流活動の充実 ③文化・芸術活動の促進 ④読書活動の充実 ⑤スポーツ・レクリエーション活動の充実 ⑥自然体験の機会づくりの推進 ⑦指導者の育成促進

（１）地域における子育て支援の充実

全ての子育て家庭を支援する観点から、出産・育児不安の解消等に向けた、地域における子育て支援の充実を目指します。

①児童の養育支援の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学 3 年生までの児童を、児童クラブにおいて預かる学童保育を実施しています。また、民間学童クラブに対し、事業の委託をするとともに、運営費等の助成をしています。平成 27 年度には対象が小学校 6 年生までに拡大されますので、学童保育の必要性が高い小学校に計画的に設置し、平成 31 年度には量の見込みを満たしていきます。なお、児童クラブ開所時間延長については、本市の実情等を総合的に勘案し検討していきます。	拡充	保育課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
2　子どものショートステイ事業	児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設で養育する事業です。サービス利用希望者への周知は、ホームページ等で実施していますが、児童相談業務等のなかで制度の案内をしています。	継続	こども課
3　病児・病後児保育事業	病後児保育事業は、生後6か月から満10歳未満の児童が病気回復期である場合に、保育所等に付設された施設において一時的に預かる事業です。なお、病児保育事業の実施については、検討していきます。	拡充	保育課
4　一時預かり事業（幼稚園）	保育日に、保護者の要望に応じて延長保育をする事業です。	継続	保育課 教育総務課
5　一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。多様な保育需要に対応し、児童の福祉の増進を図ります。	継続	保育課
6　養育支援訪問事業	児童の養育に支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して訪問による支援事業を実施することで、安定した児童の養育を可能とすること等を目的としています。母子保健部門のこんにちは赤ちゃん事業との連携を図ります。	継続	こども課
7　ファミリー・サポート・センター事業	「子育てのお手伝いをしてほしい方」と「子育てのお手伝いができる方」が会員となり、育児の相互援助活動を行う事業で社会福祉協議会に委託しています。関係機関との連携、会員の拡大及び会員の質の向上を図ります。また、ホームページや市報等に事業情報を掲載し、事業周知に努めます。	拡充	こども課

・新規…前計画である熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年度から平成26年度までの5か年）で掲載がない事業
・継続…前計画から引き続き実施する事業
・拡充…前計画から引き続き実施する事業で拡充していくもの

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
8　病児等緊急サポート事業	「病気又は病気の回復期にある児童の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等のお手伝いをしてほしい方」と「病気又は病気の回復期にある児童の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等のお手伝いができる方」が会員となり、育児の相互援助活動を行う事業で特定非営利活動法人「病児保育を作る会」に委託しています。関係機関との連携、会員の拡大及び会員の質の向上を図ります。また、ホームページや市報等に事業情報を掲載し、事業周知に努めます。	新規	こども課

②相談・情報提供の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　児童相談事業	子どもの性格、生活習慣等についての相談、様々な悩みを抱える少年や保護者からの相談に対して、電話及び面談により助言を行う事業です。育児に関する相談窓口の周知徹底を図るとともに、保育所、幼稚園等への訪問相談等を実施し、相談窓口としての機能を強化します。	継続	こども課
2　育児相談・運動相談	健診・訪問等により発育発達面において支援が必要と思われる乳幼児と保護者を対象に理学療法士・保健師・栄養士による個別相談を行っています。	継続	母子健康センター
3　乳幼児及び妊産婦電話相談事業	育児等に関する悩みに対して、気軽に相談ができるよう電話相談を行っています。必要に応じ他のサービスを紹介します。	継続	母子健康センター
4　訪問指導事業	妊娠中や出産後、乳幼児期を通して必要に応じ家庭訪問し相談及び指導を行っています。また、乳幼児健診の未受診児宅に家庭訪問を行い、乳幼児の発育発達・養育状況を把握し、相談及び指導を行っています。	継続	母子健康センター

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
5 こんにちは赤ちゃん事業	生後 4 か月までの全ての乳児がいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行っています。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成環境の確保を図っています。	継続	母子健康センター
6 子育て情報の収集・提供の充実	子育て情報をまとめた「子育てガイドブック」を、出生届を提出した保護者に配布するとともに、こども課や母子健康センターにおいても配布しています。子育て支援総合窓口における情報の収集・提供の充実を図るとともに、子育て情報誌、「子育てガイドブック」、「ハロー子育て」の配布を継続して行い、子育てを支援していきます。また、地域子育て支援拠点のイベント情報等のメール配信サービスも行います。	継続	こども課
7 民生委員・児童委員、主任児童員の活動支援	子育てサロン等の地域における子育て支援活動、児童の健全育成に関わる活動に対し、支援していきます。	継続	こども課 福祉課
8 地域における相談・情報提供の充実	地域における子育てサークルに対して情報を提供し、より身近な地域の相談窓口となるよう支援していきます。	継続	こども課

③子育て支援の拠点整備・活動支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　地域子育て支援拠点の充実	おおむね中学校区に 1 箇所の地域子育て支援拠点を開設し、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進及び子育てに対する相談、情報提供、講習会等を実施しています。また、拠点職員の質の向上を図るため、研修会や情報交換会を行い拠点の充実を図っていきます。	拡充	こども課
2　児童館の活用	児童に健全な遊び場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにする児童館を地域の拠点施設として有効活用を図ります。	継続	保育課
3　子育てサークルのネットワークづくり	児童館・公民館等において、地域における子育てサークルの活動を支援し、子育てサークルのネットワーク化を進めていきます。	継続	こども課

（２）保育の充実

利用者の生活実態や意向を踏まえ、充実した保育の提供を目指します。

①多様な保育の充実

事業名		事業内容	今後の展開	担当課
1	認定こども園の設置促進	幼稚園機能と保育所機能を一体にした幼保連携型認定こども園の設置を促進します。	拡充	保育課
2	保育所施設の整備・充実	待機児童の状況を勘案しながら、補助制度を活用し、民間保育所の整備を進めます。公立保育所については、耐震化と併せて適切な整備を推進するとともに、民営化や統廃合を検討します。	継続	保育課
3	地域型保育事業の実施	3 歳未満の乳幼児を保育する地域型保育事業を実施します。	新規	保育課
4	延長保育事業	保育所の通常開設時間の前後に延長して行う保育です。勤務形態の多様化等保育ニーズに対応した実施に努めます。	継続	保育課
5	休日保育事業	日曜、祝日に保護者が就労等のために日中保育できない児童の保育を行います。勤務形態の多様化等保育ニーズに対応した実施に努めます。	継続	保育課
6	障害児保育事業	集団保育が可能な障害児を対象に、保育所で行う統合保育です。関係機関と連携を図りつつ支援します。	継続	保育課
7	駅前保育ステーション事業	籠原駅を利用する保護者の方を対象に、市内近隣の保育所に入所する児童の各保育所への送迎とそれに伴う保育を行います。	継続	保育課

②保育の資質向上

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　保育士研修の充実	新保育指針に則り保育の質を高める観点から各種研修会に参加し、保育士の資質向上を図ります。	継続	保育課
2　保育の情報提供の促進	各種媒体を活用し、広く・早く・正しい情報の提供を図ります。	継続	保育課
3　認可外保育施設への指導	安心・安全な保育を提供するため、認可外保育施設への指導監督を実施しています。基準に基づく適切な指導監督を実施し、施設の安全性、水準の確保に努めます。	継続	保育課
4　評価システムの構築	保育の内容向上と公正な保育の実施を目指しシステム構築を検討します。	継続	保育課

（３）保育所待機児童の解消

子どもを安心して預けて働くことができるための受入体制を確保し、待機児童の解消を目指します。

①保育所待機児童の解消

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　待機児童の解消	認定こども園、保育所の増築や定員増等により、保育ニーズへの対応を図り、待機児童ゼロの継続に努めます。	拡充	保育課
2　一時預かり事業の活用	再掲（p. 37 参照）	継続	保育課

（４）児童の健全育成

子どもたちが安全で安心して遊べる場を確保し、豊かな人間性の育成やコミュニケーション能力の向上を目指します。

①居場所づくりの推進

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	放課後児童健全育成事業	再掲（p. 36 参照）	拡充	保育課
2	児童館の活用	再掲（p. 40 参照）	継続	保育課
3	放課後子供教室の推進	未来の熊谷をつくる心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育むため、地域の大人の力を結集し、学校・家庭・地域社会で子どもたちを育む機会や場を設け、地域で放課後等の安心・安全な活動拠点をつくるとともに、子どもも大人も、生き生きと輝く社会を構築することをねらいとしています。現在、全 29 小学校区で実施されており、地域の方々の協力を得ながら合宿通学、農業体験・環境保全など地域の資源を生かした活動をしています。これからも引き続き、事業を推進していきます。	新規	社会教育課
4	児童クラブ（民間学童クラブ含む）と放課後子供教室の連携	現在、放課後子供教室は 29 校全ての小学校区に、児童クラブは 27 校に設置しています。しかし、これまでは連携が十分とは言えず、今後相互に連携し、児童クラブと放課後子供教室の一体的実施への発展を目指していきます。また、福祉部と教育委員会とが情報交換を密にするほか、必要に応じて協議するなど連携を深めるとともに、居場所づくりの拠点として余裕教室を含めた学校施設の積極的な活用を図っていきます。	新規	保育課 社会教育課

②各種交流活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　地域交流の推進	学校や社会教育施設に安全で安心して活動できる子どもたちの居場所（活動拠点）をつくり、地域の大人たちを子どもたちの様々な体験活動のアドバイザーとして配置しています。指導者の資質向上及び各放課後子供教室相互の情報交換のための研修会等を実施します。	継続	社会教育課

③文化・芸術活動の促進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　文化・芸術とふれあう機会の促進	社会教育施設において、青少年教育を実施し、陶芸や囲碁、郷土の歴史などにふれる機会を創設しています。子どもたちにわかりやすい講義と興味深い現地見学会を行い、文化・芸術及び郷土の歴史に興味が持てるよう、理解しやすい教室を開催します。	継続	社会教育課 中央公民館 熊谷図書館 プラネタリウム館

④読書活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　学校図書館の充実	年間 9,000 冊程度の図書を購入するとともに、各校に学校図書館補助員を配置し、読書活動を促し、心豊かな児童生徒の育成を目指した取組を行います。	継続	学校教育課
2　子ども読書活動推進事業	「熊谷市こども読書活動推進計画」に基づき、おはなし会、子ども図書館まつり等の実施、学校図書館への支援や関係する各団体との連携協力を図ります。	継続	社会教育課 熊谷図書館
3　本とのふれあい事業	学校との連携・協力を深め、子どもの読書活動への取組に努めます。	継続	社会教育課
4　ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が肌のぬくもりを感じながら、絵本を介して言葉と心を通わすかけがえのないひとときを持つことを応援する事業です。乳児健診時にボランティアや図書館と連携しながら、絵本をプレゼントします。	継続	母子健康センター

⑤スポーツ・レクリエーション活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　各スポーツ団体との協力による活動機会の提供	各スポーツ団体の協力により、主に初心者・初級者を対象とした様々な種目のスポーツ教室を開催し、気軽にスポーツに親しめる機会を提供しています。体育協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団等との連携により各種大会・講習会の充実を図ります。	継続	スポーツ振興課
2　レクリエーション活動機会の提供	レクリエーション活動を通して、子どもの体力の向上や健康保持・増進を推進するとともに、健全育成団体に対する支援を行っています。地域でのレク指導者養成のためのレクリエーション指導者講習会を実施していきます。	継続	こども課

⑥自然体験の機会づくりの推進

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業の実施	自然や科学に親しむ活動として、林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業を実施しています。ボランティアや他課との連携を進めていきます。	継続	学校教育課
2	自然や科学に親しむ活動の推進	自然体験活動やおもしろ実験を通して自然に関する興味、関心や楽しさを再発見できる教室を開催します。	継続	社会教育課 中央公民館 熊谷図書館
3	環境学習活動の充実	身近な環境問題にふれ、調査研究をすることにより、児童生徒の豊かな心を育てる教育の推進を図ることを目的としています。学校、家庭、地域との連携を進めていきます。	継続	学校教育課
4	こどもエコクラブ活動に対する支援・協力	小・中学校と連携し、こどもエコクラブへの登録を推進します。	継続	環境政策課

⑦指導者の育成促進

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	教職員の研修	教員の指導技術と資質の向上を目指し、研修内容を厳選し、実施します。	継続	教育研究所
2	青少年健全育成活動の支援	子どもが豊かな人間性を育み、健やかに成長するよう、地域で活動している各種団体を支援しています。青少年健全育成団体の支援、活動の後援を行うことで、青少年の健全育成の充実を図ります。校区連絡会が行う各種健全育成活動を支援することにより、指導者の育成を促進します。	継続	こども課

基本目標２　母子保健施策の充実

【主要課題】	【施策の方向】
（１）子どもや母親の健康の確保	①母子保健事業の推進 ②人材の育成
（２）小児医療体制の充実	①小児救急医療体制の充実 ②こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進
（３）「食育」の推進	①妊娠期からの食育の推進 ②食育の推進
（４）思春期保健対策の充実	①子どもの心と体の健康支援 ②地域保健と学校保健の連携による健康教育の実施 ③喫煙や薬物乱用に関する対策

（１）子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を目指します。

①母子保健事業の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　妊娠届、母子健康手帳の交付	妊娠の届出により、妊婦を把握し必要時の保健指導等を行うとともに、妊娠の経過からお子さんの発達・健康診査・予防接種などに関する一貫した記録を記載しておくことができる母子健康手帳を交付し、母子保健の正しい知識を高めるとともに、母子保健の向上を図っています。	継続	母子健康センター
2　マタニティキーホルダー配付事業	子育て支援の一環として、妊娠初期の大切な時期を地域ぐるみで応援していくために、妊娠していることをさりげなく周囲の方に理解していただけるようにマタニティマークキーホルダーを母子健康手帳の交付時に配付しています。	継続	母子健康センター

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
3　妊婦健康診査事業	妊娠中の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦一般健康診査、風疹抗体検査、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、HIV 抗体検査、子宮頸がん検査、HTLV－抗体検査、クラミジア検査、超音波検査の公費負担を行っています。	継続	母子健康センター
4　乳児健康診査	乳児の病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援を行うことにより、乳児の心身の健全な育成を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図っています。	継続	母子健康センター
5　1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査	幼児の病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援を行うことにより、幼児の心身の健全な育成を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図っています。	継続	母子健康センター
6　こんにちは赤ちゃん事業	再掲（p.39 参照）	継続	母子健康センター
7　ママパパ教室	初めてママやパパになる方を対象に、妊娠出産に関する必要な知識の普及や仲間づくりの機会として行っています。	継続	母子健康センター
8　発達支援事業（すくすくスクール等）	健診結果等により、発達面において支援が必要と思われる幼児と保護者を対象に、言語聴覚士・臨床心理士・理学療法士による個別相談を実施しています。また、遊びを通じて発達能力を伸ばすとともに、保護者が子どもとの関わり方を学び、不安を解消できるよう集団による支援も行っています。	継続	母子健康センター

・新規…前計画である熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年）で掲載がない事業
・継続…前計画から引き続き実施する事業
・拡充…前計画から引き続き実施する事業で拡充していくもの

事業名		事業内容	今後の展開	担当課
9	一貫した母子保健システムの構築	妊娠中から乳幼児健康診査等の母子保健情報を一貫したカルテ上で管理し、適切な指導ができるようにしています。	継続	母子健康センター
10	離乳食教室	4か月から5か月児を第1子に持つ保護者を対象に、離乳食に関する講話と調理実習を行います。	新規	母子健康センター
11	未熟児養育医療給付事業	出生体重が2,000ｇ以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なままで生まれた乳児で指定医療機関において、医師が入院治療が必要と認めた場合は、申請に基づきその治療費の公費負担を行います。	新規	母子健康センター
12	未熟児訪問指導	未熟児の健やかな成長と保護者の育児支援のために、家庭に訪問し、相談及び指導を行います。	新規	母子健康センター
13	産後うつ病地域連携システム	市内産科医療機関との連携により、産後うつ病を早期に発見し、早期支援を行うために、出産後 1 か月健診を受診する母親に対し、EPDS（産後うつ病質問票）を行い、その結果により、訪問や相談等を行い、必要がある場合は専門医へつなぎます。	新規	母子健康センター
14	医療機関との連携	医療機関から情報提供を受けたケースに対し、必要なサービスを提供します。	継続	母子健康センター

②人材の育成

事業名		事業内容	今後の展開	担当課
1	保健師等への各種研修	専門職として各種研修等を受講することにより、資質の向上に努めます。	継続	母子健康センター
2	家庭児童相談員への各種研修	各種研修会を活用し、各種相談に対応できるよう資質の向上に努めます。	継続	こども課

（２）小児医療体制の充実

子どもが健やかに成長できる環境基盤として、救急医療の整備や医療費の助成など、ニーズに対応した小児医療の充実を目指します。

①小児救急医療体制の充実

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	小児救急医療体制の充実	小児の救急医療体制の確保に努め、小児救急参加病院の拡充を図ります。また、救急医療知識や受診方法を市報や市のホームページでPRします。	継続	健康づくり課
2	休日・夜間急患診療所運営事業	年間を通じ、休日及び夜間に診療所を開設することで、緊急時の医療体制を確保します。	継続	母子健康センター

②こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	こども医療費助成	子どもが医療機関でかかった医療費を助成する事業です。子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもが医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。今後、無料化の対象を高等学校卒業までに拡大するとともに、受益と負担の公平を図ります。	拡充	こども課
2	ひとり親家庭等医療費支給	ひとり親家庭等へ医療費の一部を支給する事業です。ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給し、生活の安定と自立を支援します。	継続	こども課

（３）食育の推進

子どもの食習慣の乱れから生じる様々な心と身体の健康問題に対し、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育の推進を図ります。

①妊娠期からの食育の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　ママパパ教室	再掲（p. 48 参照）	継続	母子健康センター
2　乳幼児栄養指導	乳児健康診査時においては、離乳食の進め方を通して、基本的な食習慣の指導を行います。また、1 歳 6 か月児健康診査や 3 歳児健康診査時においては、偏食・小食、その他食生活上の相談に応じることで、望ましい食習慣を身につけることができるよう支援しています。	継続	母子健康センター
3　離乳食教室	再掲（p. 49 参照）	新規	母子健康センター

②食育の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　保育所入所児童の食育の推進	食の大切さを子どもに理解させる食育を進めています。また、同時に保護者にも食の大切さを伝えていきます。	継続	保育課
2　栄養教諭の配置	県教委から配置された栄養教諭を効果的に活用し、食育の推進に努めます。	継続	学校教育課
3　食育の推進	食育の計画的な推進と給食指導の充実を図っています。学校では全体計画及び指導計画を作成し各教科領域等で実施しています。具体的な学習活動としては「田植え」や「稲刈り」、「さつまいもの収穫」等、学校の実態に応じて取り組んでいます。学校、地域、家庭、行政等との連携に努めます。	継続	学校教育課

（４）思春期保健対策の充実

性や性感染症予防に関する正しい知識、喫煙や薬物等に関する教育を行い、子どもの健全な成長が確保されるよう思春期保健対策の充実を図ります。

①子どもの心と体の健康支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　学校保健事業	幼児・児童・生徒の健康の維持増進、病気の早期発見・予防に努めています。学校保健委員会の活性化を図ります。 小学校 4 年生を対象に小児生活習慣病予防の検診を実施しています。検診内容は血圧測定や血液検査等であり、病気の早期発見や生活習慣病予防につなげます。また、フッ化物を活用したう蝕予防に取り組む等により、子どもの健康増進につなげます。	継続	学校教育課 教育総務課

②地域保健と学校の連携による健康教育の実施

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　保健教育での指導の充実	保健教育のなかで性感染症の指導をしていくとともに、保健所のセミナーなどへの参加を促進し、指導充実のための専門機関との連携を図ります。	継続	学校教育課

③喫煙や薬物乱用に関する対策

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　喫煙を含めた健康教育の推進	現在、小学校 4 年生を対象に受動喫煙検診を実施しています。保護者に対して受動喫煙検診による健康への影響を周知し、受動喫煙防止意識の向上を図ります。	継続	教育総務課
2　薬物乱用防止教育の推進	各小・中学校では、年 1 回以上の薬物乱用防止教室を開催しています。また、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るために、「効果的な指導法についての研修会」への教職員の参加を積極的に呼びかけていきます。	新規	学校教育課

基本目標３　次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

【主要課題】	【施策の方向】
（１）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	①確かな学力の向上 ②豊かな心と健やかな体の育成 ③信頼される学校づくりの推進 ④乳幼児教育の充実
（２）家庭教育への支援	①家庭教育に関する学習機会の充実 ②子どもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり
（３）地域の教育力の向上	①各種交流活動の充実 ②文化・芸術活動の促進 ③読書活動の充実 ④スポーツ・レクリエーション活動の充実 ⑤自然体験の機会づくりの推進 ⑥ボランティア活動等の推進
（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進	①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

（１）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を育んでいくため、学校等における教育環境の整備を進めます。

①確かな学力の向上

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　小学校・中学校の教育内容の充実	各校における児童生徒の実態把握・授業の工夫改善に向けた指導を行い、「知・徳・体」の学力向上を図ります。	継続	学校教育課

・新規…前計画である熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年）で掲載がない事業
・継続…前計画から引き続き実施する事業
・拡充…前計画から引き続き実施する事業で拡充していくもの

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
2　学習指導研究発表会の実施	毎年小中学校各 5 校に委嘱し、年度ごとに指導の重点、努力点を定め担当教科の教員がそれぞれテーマを定め授業を公開します。これにより、教員の指導能力の向上を図ることができます。今後とも同様に実施していきます。	継続	学校教育課
3　アシストの実施	アシストとは、児童生徒の学習実態（通知表）を保護者に提供する回数を増やす取組です。これにより、学校と保護者でこまめに学習状況等を把握することで、児童生徒の学力向上を図ることができます。各校で工夫、改善をしながら実施していきます。	継続	学校教育課

②豊かな心と健やかな体の育成

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　いじめ・不登校等解消のための相談体制の充実	学校におけるいじめ・不登校の予防や取組、関係機関との連携などを支援するとともに、相談体制の充実を図り、いじめの根絶や学校復帰に向けた取組を行っています。また、平成 26 年 8 月に策定した「熊谷市いじめのための基本的な方針」や同年 9 月に制定した「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を基に、学校・家庭・地域が連携し地域に根ざした教育を推進します。	継続	学校教育課
2　非行問題行動防止のためのネットワークの充実	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童生徒の減少を目指し設置した熊谷市生徒指導連絡協議会を中心に、本市の生徒指導の課題について、学校と関係諸機関とがさらに連携を図り充実できるよう努めていきます。	継続	学校教育課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
3　街頭補導活動	非行の芽といわれる不良行為等をしている少年少女を早期に発見し、非行を未然に防止することを目的としています。少年補導員に対し少年補導センターからの働きかけや各班内の連絡強化により補導活動の参加率向上を図ります。	継続	少年補導センター
4　学校保健事業	再掲（p. 52 参照）	継続	学校教育課 教育総務課
5　学校保健会	市内各小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校長等で熊谷市学校保健会を組織し、講演会や研修会の開催などを通じて、学校保健の普及推進に努めます。また、小学 4 年生を対象に小児生活習慣病予防の検診を実施しています。検診内容は血圧測定や血液検査等であり、病気の早期発見に有効です。時代のニーズに即した講演会等を実施していきます。	継続	教育総務課
6　共生社会推進のための交流教育の充実	特別支援学校と市内小・中学校における支援籍学習（交流）の推進や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進することにより、共生社会の充実を図ります。	新規	教育研究所

③信頼される学校づくりの推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　外部評価等による信頼される学校づくり	学校評議員制度の導入や外部評価、学習案内「シラバス」の発行等を活用し、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりと学校経営の改善を図っています。1 年間を見通した評議の運営と内容の充実を図ります。また、いじめ問題に関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」との連携により、いじめ問題の未然防止・早期解決を図り、いじめのない社会の構築に努めます。	継続	学校教育課

④乳幼児教育の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　幼稚園教育の充実	小学校への滑らかな接続を目指し、幼児教育のさらなる充実を図ります。	継続	学校教育課
2　認定こども園における幼児教育の充実	幼稚園機能と保育所機能を一体にした認定こども園において幼児教育と保育を一体的に行い充実を図ります。	継続	保育課
3　私立幼稚園への支援	私立幼稚園に通っている園児が、それぞれの幼稚園で充実した教育が受けることができるように、市内の各私立幼稚園に補助金を支出しています。	継続	学校教育課
4　幼・保・小との連携	幼稚園・保育所において、小学校との交流・情報交換を通して学校教育への滑らかな接続を図り、子どもの育ちを支援します。また、幼保小連絡協議会の活性化と幼保小連携教育の充実を図ります。	継続	保育課 学校教育課
5　保育所における幼児教育の充実	新保育指針に則り「養護と教育を一体的に行うことを特性とする」保育所の保育内容の充実を図ります。	継続	保育課

（２）家庭教育への支援

核家族の増加や少子化の進行による家庭での教育力低下が指摘されている中、家庭教育を尊重しながら、子育てに関する学習機会や情報提供、相談支援の体制整備を図り、家庭教育の向上を目指します。

①家庭教育に関する学習機会の充実

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	家庭教育学級の充実	親が子どもに及ぼす影響を自覚し、成育の基本的な場である家庭の環境づくりに積極的に取り組むとともに、家庭教育の大切さを自覚させることを目的としています。現在、各学校で実施している事業を継続させ、全小中学校が家庭教育学級に取り組むことにより、学習機会の充実を図ります。	継続	社会教育課

②子どもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	熊谷の子どもたちは、これができます！『4 つの実践』と『3 減運動』事業	子どもたちの「生きる力」を支える基本的な生活習慣の確立を目指して、①朝ごはんをしっかり食べる、②呼ばれたら「はい」と元気よく返事をする、③「ありがとう」「ごめんなさい」と言う、④友達をたくさんつくる、の『4 つの実践』と①テレビの時間を減らします、②ゲームの時間を減らします、③携帯電話やパソコンに触れる時間を減らします、の『3 減運動』に大人が手本となって取り組んでいます。学校・家庭・地域が連携し、地域に根ざした教育を推進していきます。	継続	学校教育課

（３）地域の教育力の向上

学校、家庭、地域が互いに連携し、子どもの主体性や考える力、豊かな人間性、たくましく生きる力を育むための教育環境の充実を目指します。

①各種交流活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　地域交流の推進	再掲（p. 44 参照）	継続	社会教育課

②文化・芸術活動の促進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　文化・芸術とふれあう機会の促進	再掲（p. 44 参照）	継続	社会教育課 熊谷図書館 中央公民館 プラネタリウム館

③読書活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　学校図書館の充実	再掲（p. 45 参照）	継続	学校教育課
2　子ども読書活動推進事業	再掲（p. 45 参照）	継続	社会教育課 熊谷図書館
3　本とのふれあい事業	再掲（p. 45 参照）	継続	社会教育課

④スポーツ・レクリエーション活動の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　各スポーツ団体との協力による活動機会の提供	再掲（p. 45 参照）	継続	スポーツ振興課
2　レクリエーション活動機会の提供	再掲（p. 45 参照）	継続	こども課

⑤自然体験の機会づくりの推進

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	林間学校、海浜学校、プラネタリウム学習投影事業の実施	再掲（p. 46 参照）	継続	学校教育課
2	自然や科学に親しむ活動の推進	再掲（p. 46 参照）	継続	社会教育課 中央公民館 熊谷図書館
3	環境学習活動の充実	再掲（p. 46 参照）	継続	学校教育課
4	こどもエコクラブ活動に対する支援・協力	再掲（p. 46 参照）	継続	環境政策課

⑥ボランティア活動等の推進

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	福祉教育の推進	車いす体験や高齢者及び障害者の疑似体験等の活動を通じて、福祉教育を推進しています。学校、家庭、地域との連携を推進します。	継続	学校教育課

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットやメディアを通じた性や暴力等に関する過激な情報や不良行為など、子どもを取り巻く有害な環境を防止する対策を推進し、安全で安心できる子育て環境を支援します。

①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	受動喫煙防止対策の推進	市有施設における受動喫煙を防止するため、施設内の禁煙・分煙を推進します。	継続	健康づくり課
2	環境浄化活動	青少年に有害な社会環境を浄化するため、チラシ・ポスター・無許可看板の撤去に協力しています。引き続き、街頭補導時に公衆電話ボックスなどに貼られている青少年に有害なチラシやシールを撤去していきます。	継続	少年補導センター
3	携帯フィルタリングの普及	携帯フィルタリングでは、携帯電話の有害サイトへの接続を制限することを目的としています。パンフレット等を作成し、児童生徒に指導するとともに、市 PTA 連合会の協力を得て、保護者に啓発する等、学校が中心となって家庭、地域と連携し、携帯フィルタリングの普及を図ります。	継続	学校教育課

基本目標４　安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

【主要課題】	【施策の方向】
（１）子育てを支援する生活環境の整備	①住環境の支援 ②安全・安心のまちづくりの推進
（２）子どもの安全の確保	①交通安全を確保するための活動の推進 ②子どもを犯罪の被害から守るための活動の促進
（３）経済的負担の軽減	①経済的負担の軽減
（４）職業生活と家庭生活との両立支援	①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し ②仕事と子育ての両立のための基盤整備
（５）子どもの権利擁護の推進	①子ども憲章の普及・啓発 ②人権教育・人権保育の充実 ③相談体制の充実

（１）子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯が安全で安心な暮らしができるよう、住環境の整備をはじめとするハード面と、情報提供などのソフト面での支援を推進します。

①住環境の支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　安心して子育てできる市営住宅の整備促進	安心して子育てができるよう、市営住宅の居住性の向上と安全性を図ることを目的としています。平成 23 年 3 月に策定した「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存ストック住宅の長寿命化を図りながら住環境の整備を行います。	継続	営繕課
2　勤労者住宅資金貸付	勤労者の福祉の向上を目的としています。市外からの転入者を増やすため転入者には、より優遇された利子補助を行います。	拡充	企業活動支援課

・新規…前計画である熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年）で掲載がない事業
・継続…前計画から引き続き実施する事業
・拡充…前計画から引き続き実施する事業で拡充していくもの

②安全・安心のまちづくりの推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　子どもの安全確保のための情報提供	子どもの安全確保のため、必要な情報をより早く、正確に提供できることが必要です。情報収集先として熊谷警察署と協力します。	継続	学校教育課 安心安全課 保育課
2　公園の整備促進	老朽化した公園施設の更新やバリアフリー化を実施し、誰もが安全で安心して利用できる公園を整備促進します。	継続	公園緑地課

（２）子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪から守るため、通学路の整備や交通安全教育などによる交通事故防止、防犯パトロールなどによる犯罪の未然防止の取組を進めます。

①交通安全を確保するための活動の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　通学路の安全対策の推進	通学路安全対策事業として、全ての小学校を対象に、半径 500 メートル範囲の通学路の交通安全対策を平成 28 年度までに実施します。	継続	維持課
	学校を通じて通学路の安全対策上の問題箇所を取りまとめ、関係部署へ対策を依頼し、改善につなげます。	継続	教育総務課
2　交通ルールとマナーの理解促進	学校等で交通安全教室を実施します。具体的には、幼稚園・保育所（園）・小学校低学年では安全な歩行と道路の渡り方、小学校高学年・中学校では、自転車の安全利用などです。また、学校等への交通安全チラシ等を配布します。	継続	安心安全課
3　交通安全教育の充実	幼児・児童・生徒に対し、正しい交通ルールと交通マナーが身に付けられるよう交通安全教室や安全学習等を行い、交通事故防止を図っています。	継続	学校教育課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
4 チャイルドシートの普及啓発	市報等による広報や、街頭啓発活動などを実施します。	継続	安心安全課
5 小学生の登校時の立哨（りっしょう）活動	交通指導員による立哨（りっしょう）活動を実施します。	継続	安心安全課

②子どもを犯罪の被害から守るための活動の促進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1 「子ども 110 番の家」の設置の推進	犯罪から子どもを守るため、緊急の避難場所として、「子ども 110 番の家」の設置をしています。管理運営している小中学校 PTA と協力し、協力世帯の拡大及び子どもたちへの設置場所の周知徹底に努めます。	継続	こども課
2 児童生徒の安全確保のための情報提供	子どもの安全確保のため、必要な情報をより早く、正確に提供できることが必要です。引き続き各学校では防犯メールを保護者との迅速な連絡のために活用していきます。	継続	学校教育課
3 保育所入所児童の安全確保のための情報提供	関係機関と連携を強化し、各種媒体を活用した迅速な情報伝達を図ります。	継続	保育課
4 住民によるパトロール活動の促進	パトロール活動の促進に向けて、自主防犯組織に対し防犯パトロール用品を貸与します。	継続	安心安全課
5 普及・啓発の促進	防犯に対する市民への普及・啓発に係る事業を行っています。児童・生徒の下校時にあわせて青パト巡回を実施します。また、市報に防犯啓発情報を掲載します。さらに、防犯教室等の講座を実施します。	継続	安心安全課

（３）経済的負担の軽減

パパ・ママ応援ショップ事業をはじめ、各種助成や手当、減免、貸付事業を実施し、子育てにおける経済的負担の軽減を目指します。

①経済的負担の軽減

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	パパ・ママ応援ショップ事業	子育て家庭を応援するため、お店で割引などのサービスが受けられる事業です。ホームページや市報等に掲載し、パパ・ママ応援ショップ協賛店の拡充に努めていきます。	継続	こども課
2	こども医療費助成	再掲（p. 50 参照）	拡充	こども課
3	児童手当制度の充実	次代の社会を担う子どもたちの育ちを社会全体で支援することを目的としています。	継続	こども課
4	保育所等保育料の軽減	新制度に移行することで幼稚園児を含め多子減免の対象となります。また、この他の減免基準等を設け、保護者の経済的負担の軽減に努めていきます。	拡充	保育課
5	学童保育料の減免	学童保育料の負担が困難な家庭に対し、一定の基準により減免制度を実施していきます。	継続	保育課
6	就園奨励事業	保護者の経済的負担を軽減することにより、幼稚園への就園を奨励し、幼稚園教育の普及・充実を図ります。	継続	教育総務課
7	児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図っています。	継続	教育総務課
8	育英資金貸付事業	経済的な理由により高等学校以上の学校への進学困難な方に対し学資を貸与して、その才能育成を目的としています。	継続	教育総務課

事業名		事業内容	今後の展開	担当課
9	入学準備金貸付事業	高等学校等に入学する方のため、その入学金の調達が困難な保護者に入学準備金を貸し付けることにより、経済的負担の軽減を図り、教育の振興に資することを目的としています。	継続	教育総務課
10	不妊治療費助成事業	不妊治療費助成事業の拡大と推進を図ります。	継続	健康づくり課
11	子育て応援自転車おでかけ事業	親子での外出を容易にし、育児の負担軽減を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児 2 人同乗用自転車の購入者に購入費の半額（上限 3 万円）を補助します。	新規	こども課
12	未熟児養育医療給付事業	再掲（p. 49 参照）	新規	母子健康センター
13	妊婦健康診査事業	再掲（p. 48 参照）	継続	母子健康センター

（４）職業生活と家庭生活との両立支援

働く意欲を持つ人の労働市場への参加と、結婚・出産・子育てにおける家庭生活の実現は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保する必要があります。事業者に対し柔軟な就労環境の整備を呼びかけるとともに、就労支援とニーズに応じた保育の基盤整備を目指します。

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し

事業名		事業内容	今後の展開	担当課
1	男女共同参画の啓発推進	性別による固定的な役割分担意識を是正するため、様々な広報・啓発活動を行います。引き続き、各種媒体を通じた啓発やセミナー等を開催し、意識啓発を図ります。	継続	男女共同参画室
2	男性セミナーの開催	男女がともに家事や子育て等を担えるよう、男性を対象とした様々な学習機会を提供します。	継続	男女共同参画室
3	育児・介護休業制度の普及・定着の促進	シンポジウム、セミナー等の開催を市報、ポスター等により、周知を図ります。また、育児・介護休業制度についてポスター、冊子等で周知を図ります。	継続	企業活動支援課
		事業主や従業員等の育児・介護休業法に関する正しい知識を深めるため、また、男性の育児・介護休業取得に向けて、情報紙「ひまわり」等で普及・啓発を図ります。	継続	男女共同参画室
4	子育て支援優良企業認定制度事業	子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業に対し、「子育て支援優良企業」として認定し、取組の普及促進や子育てしやすい社会環境づくりの意識向上を図っていきます。	継続	こども課
5	再就職・再雇用の支援	情報紙の掲示及び配布により、求職者を支援しています。求人情報を本庁舎 1 階ロビーに掲示及び配布します。	継続	企業活動支援課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
6　雇用対策協議会	雇用問題等について適切な解決を図り、経済興隆に寄与することを目的としています。引き続き外部団体である雇用対策協議会に参画します。	継続	企業活動支援課
7　再就職準備セミナーの開催	再就職や起業等を希望する女性に対して、様々な情報提供を行うとともに、能力開発のためのセミナーを開催します。	継続	男女共同参画室
8　労働条件改善の促進	労働問題に関する知識の向上を図るため、労働セミナーを開催しています。また、メンタルヘルス対策、労働基準法等の周知・普及を図っています。	継続	企業活動支援課

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　認定こども園の設置促進	再掲（p. 41 参照）	拡充	保育課
2　保育所施設の整備・充実	再掲（p. 41 参照）	継続	保育課
3　地域型保育事業の実施	再掲（p. 41 参照）	新規	保育課
4　延長保育事業	再掲（p. 41 参照）	継続	保育課
5　休日保育事業	再掲（p. 41 参照）	継続	保育課
6　障害児保育事業	再掲（p. 41 参照）	継続	保育課
7　駅前保育ステーション事業	再掲（p. 41 参照）	継続	保育課
8　放課後児童健全育成事業	再掲（p. 36 参照）	拡充	保育課
9　一時預かり事業（幼稚園）	再掲（p. 37 参照）	継続	保育課 教育総務課

（５）子どもの権利擁護の推進

平成 18 年 5 月 5 日に制定した「熊谷市子ども憲章」を指針とした子どもの人権尊重について、普及・啓発に努め、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される環境づくりを目指します。

①子ども憲章の普及・啓発

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　子ども憲章の普及・啓発	未来を担う子どもたちの人権を尊重し、全ての子どもたちが健やかに成長するよう「熊谷市子ども憲章」の普及・啓発に努めます。	継続	こども課

②人権教育・人権保育の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　人権教育の充実	人権教育の推進を図るため、各種研修等を実施し、指導者を養成しています。今後とも、人権教育の充実を目指していきます。	継続	社会教育課
2　人権保育の推進	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う上できわめて重要な時期にあります。全ての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重しあう人間としての資質を養うことを目的とした事業を推進していきます。	継続	保育課
3　子どもの人権についての意識啓発	教職員の研修の充実を図るとともに、各学校で作成した「いじめ撲滅宣言」や一人一人の行動宣言を基に子どもの人権について意識啓発に努めます。	継続	学校教育課

③相談体制の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　教育相談	教育相談体制の充実を図ります。また、ニーズに応じた支援が可能な相談機能を有する施設・設備の充実を図ります。	継続	教育研究所
2　不登校児童、生徒カウンセリング	不登校の予防や対策の取組を通じて、不登校児童生徒数の減少を目指しています。教職員の資質向上と組織的・機能的な教育相談の充実を図ります。また、ほほえみ相談員及びスクールカウンセラー等の有効活用を図ります。さらに、登校支援推進事業の充実を図ります。	継続	教育研究所
3　学校適応指導教室	市立小・中学校における不登校児童生徒等に対し、自立と学校生活への適応に関わる指導等を行う熊谷市学校適応指導教室「さくら教室」を設置しています。学校復帰に向けた個々の支援計画及び学校との連携を図ります。また、体験活動を含む行事の充実を図るとともに、教室環境の充実を図ります。	継続	教育研究所
4　いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童生徒の減少を目指し、熊谷市生徒指導連絡協議会を設置しています。特にいじめに関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」との連携により、いじめ問題の未然防止・早期解決に努めます。引き続き、生徒指導マニュアル、いじめ防止対策マニュアルを活用し、組織的・機動的な生徒指導を実施します。	継続	学校教育課

基本目標５　要保護児童等への対応などきめ細かな取組の推進

【主要課題】	【施策の方向】
（１）児童虐待防止対策の充実	①虐待の早期発見・予防対策の推進 ②相談体制の整備・充実 ③被害にあった家庭への支援 ④里親制度の啓発
（２）ひとり親家庭の自立支援の推進	①ひとり親家庭の自立支援の推進
（３）障害児施策の充実	①保育の充実 ②居宅における障害児の養育支援 ③障害児の療育の充実 ④リハビリテーションの充実 ⑤放課後等における居場所の確保 ⑥特別支援教育の充実 ⑦療育相談・指導の充実 ⑧各種支援制度の充実

（１）児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関しては、家庭からの相談対応などによる発生防止から、虐待に遭った児童の自立支援まで、長期的・継続的な支援体制を推進し、児童虐待防止対策の充実を図ります。

①虐待の早期発見・予防対策の推進

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営	虐待をはじめとした要保護児童に関する情報交換や支援内容の協議を行い、適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」を設置しました。関係機関と連携し、協議会機能の充実を図ります。	継続	こども課
2　周知・啓発の促進	広報、ホームページ等に掲載します。各種イベント等でチラシの配布、講演会を開催します。	継続	こども課
3　乳幼児健診未受診者への訪問	乳児・1 歳 6 か月児健診の未受診児のいる家庭を訪問し、乳幼児の発育発達の確認や家庭の状況を把握しています。	継続	母子健康センター
4　医療機関との連携	再掲（p. 49 参照）	継続	母子健康センター

事業名		事業内容	今後の展開	担当課
5	保育所での児童の見守り	児童虐待の防止、早期発見に努めます。	継続	保育課
6	こんにちは赤ちゃん事業	再掲（p.39 参照）	継続	母子健康センター
7	養育支援訪問事業	再掲（p.37 参照）	継続	こども課
8	産後うつ病地域連携システム	再掲（p.49 参照）	新規	母子健康センター

②相談体制の整備・充実

事業名		事業内容	今後の展開	担当課
1	相談体制の整備・充実	市が第一次児童相談の窓口として位置付けられているため、相談体制の整備を図るとともに、福祉、保健、教育等関係機関との連絡調整を行う等、柔軟に対応していきます。	継続	こども課
2	乳幼児及び妊産婦電話相談事業	再掲（p.38 参照）	継続	母子健康センター
3	関係機関・課との連携	乳幼児健診などの母子保健事業を通じて把握した虐待の疑いがある家庭に対し、児童相談所や関連部署との連携を図りながら、育児支援を行っています。	継続	母子健康センター
4	児童保護相談の充実	児童虐待等により、児童の保護が必要な家庭の相談に応じ、児童相談所・警察署等関係機関と連携しあっています。常に児童相談所等と情報を交換しながら対応していきます。	継続	こども課
5	ドメスティック・バイオレンス（DV）相談体制の充実	DV 被害者からの相談を受け、関係機関と連携し一時保護の手続をとるなど、適切な対応を行います。今後、配偶者暴力相談支援センターを設置し、より一層の相談体制の充実を図ります。	拡充	男女共同参画室

③被害にあった家庭への支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　臨床心理士による相談	児童相談やDV相談を受け、必要に応じて相談者の心理的ケアを図るため、臨床心理士による相談を行います。	継続	こども課 男女共同参画室

④里親制度の啓発

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　里親制度の普及	平成21年度に児童相談所で里親委託等推進委員会を設置し、里親制度の普及啓発、里親候補の開拓等に取り組んでいます。市報やホームページ、チラシ配布により、普及啓発を行います。	継続	こども課

・新規…前計画である熊谷市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年度から平成26年度までの5か年）で掲載がない事業
・継続…前計画から引き続き実施する事業
・拡充…前計画から引き続き実施する事業で拡充していくもの

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭における経済面や日常生活面での悩みや不安を解消し、社会的自立に向けた精神的側面と経済的側面の両面で支援を行います。

①ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名		事業内容	今後の展開	担当課
1	母子・父子家庭相談	ひとり親家庭へ相談支援を行っています。相談者の要望にあった関係機関、子育てサービス等の情報を提供していきます。	継続	こども課
2	児童扶養手当	父又は母のいない家庭、父又は母が一定の障害の状態にある家庭等の児童を養育する母、父又は養育者に対し、児童が 18 歳に達する年度末まで手当を支給します。児童の健全育成及び福祉の増進を図ります。	継続	こども課
3	遺児手当	両親又は片親が死亡している義務教育修了前の児童を養育する保護者に手当を支給します。児童の生活の向上及び福祉の増進を図ります。	継続	こども課
4	ひとり親家庭等医療費支給	再掲（p. 50 参照）	継続	こども課
5	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金を貸し付ける県の制度です。安心実現のために今後も継続していきます。	継続	こども課
6	母子父子世帯向け市営住宅	限られた住宅ストックのなかで、可能な範囲で母子父子世帯向け住宅を増やし、公募を行います。	継続	営繕課
7	交通遺児就学支度金	交通遺児が小学校又は中学校へ入学する場合に就学支度金を支給します。交通遺児に将来への希望を与え、心身の健全な育成を図ります。	継続	こども課

事業名		事業内容	今後の展開	担当課
8	母子家庭等自立支援事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定と就業の促進を図ることを目的とした事業です。ホームページや市報等に掲載し、事業周知に努めます。また、関係機関との連携を図ります。	継続	こども課
9	母子家庭への就業支援	ハローワークママーズコーナーとの連携を図り、母子家庭の母の就業を支援します。	継続	こども課
10	DV 被害者自立支援の充実	DV 被害者が自立できるよう関係機関と連携し、様々な支援を行います。	継続	男女共同参画室
11	母子生活支援施設等入所支援事業	配偶者のない女子等でその監護するべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子生活支援施設への入所措置をします。妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、助産施設への入所措置をします。	継続	こども課

（３）障害児施策の充実

障害のある子どもに対して、自立に向けた支援、年齢や環境に応じた支援など、長期的な視点を含めた包括的な支援に取り組みます。

①保育の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　障害児保育事業	再掲（p. 41 参照）	継続	保育課

②居宅における障害児の養育支援

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　障害児生活サポート事業	在宅の障害児の生活を支援するため、市の登録団体の提供するサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上及び介護者の負担の軽減を図っています。利用対象者の適正化を図ります。また、真に必要な登録利用者へ制度の周知を図ります。	継続	障害福祉課
2　児童居宅介護（ホームヘルプサービス）	在宅の障害児が、ホームヘルパーの派遣による居宅介護サービスを利用した場合の費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課
3　児童短期入所（ショートステイ）	一時的に家庭での介護が受けられなくなった障害児が、指定事業所に短期間入所し、入浴、排泄及び食事の介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
4　児童発達支援	未就学の障害児が、指定事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	新規	障害福祉課
5　放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児が、授業の終了後又は休日に、指定事業所において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	新規	障害福祉課

③障害児の療育の充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　あかしあ育成園の療育内容の充実	「あかしあ育成園」の保育と療育を充実し、障害児の福祉の向上を図ります。	継続	保育課

④リハビリテーションの充実

事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1　機能訓練・保育の充実	児童発達支援事業所である「あかしあ育成園」において、心身に障害のある児童に対し機能回復に必要な指導及び訓練を行い、その育成を図るとともに保護者にもその訓練方法の会得を図ります。	継続	保育課

⑤放課後等における居場所の確保

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	放課後児童健全育成事業における障害児の受入れの推進	保護者が労働等で昼間家庭にいない障害児で、集団保育と通所が可能な方を対象として受け入れを行います。	継続	保育課
2	特別支援学校放課後児童クラブへの支援	特別支援学校に通学する障害児の放課後の健全育成を図るため、民間特別支援学校学童クラブに対し事業の補助を行います。	継続	保育課

⑥特別支援教育の充実

	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	特別支援教育の充実	障害児等の適応指導、相談を行っています。常時、保護者等が相談できる体制が必要です。また、発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズを掌握する取組を行います。	継続	教育研究所
2	障害児のための学校の施設・設備の充実	障害のある児童・生徒の必要性に応じてスロープ・障害者トイレを設置しています。ノーマライゼーション教育推進事業との連携もしていきます。学校や社会の要望あるいは法令等による施設・設備の改修・設置を行います。	継続	教育総務課
3	ノーマライゼーション教育の推進事業に基づく支援籍制度の推進	特別支援学校との更なる連携が必要です。また、特別支援学校のセンター的機能や通常学級支援籍を活用し、ノーマライゼーション教育を推進します。	継続	教育研究所
4	特別支援学級の整備推進	各小中学校の特別支援教育体制の充実が必要です。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じるための特別支援学級を整備します。	継続	教育研究所

⑦療育相談・指導の充実

事業名		事業内容	今後の展開	担当課
1	あかしあ育成園健康相談	あかしあ育成園に通園する心身障害児を持つ保護者に対し、必要に応じて保健相談を行います。	継続	母子健康センター

⑧各種支援制度の充実

事業名		事業内容	今後の展開	担当課
1	特別児童扶養手当等の充実	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満の児童を育てている方に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図っています。	継続	障害福祉課
2	重度心身障害児医療費助成	重度の身体障害及び知的障害のある方に対して医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減に、病気の早期発見と早期治療の促進を図り、福祉の向上を図っています。	継続	障害福祉課
3	補装具、生活用具の給付	身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具や日常生活用具を給付・貸与し、障害児の福祉の向上を図っています。対象者のニーズを把握します。	継続	障害福祉課
4	障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害児に対して手当を支給し、経済的及び精神的負担の軽減を図っています。	継続	障害福祉課

第７章　計画の推進体制と進捗管理

本計画は、熊谷市の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。本計画の推進体制と進捗管理は以下のとおりです。

１　計画の推進体制

各施策・事業の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組む必要があります。また、社会・地域・家庭での支え合いの観点から、熊谷市議会議員、学識経験者、教育・保育関係者等から構成される「熊谷市児童福祉審議会」が中心的役割を担いながら、全ての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体、行政がともに協力して計画の推進に取り組みます。また、「熊谷市児童福祉審議会」は本計画の策定及び見直しについて審議します。

２　計画の進捗管理

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以降の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「熊谷市児童福祉審議会」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、多くの市民の声が生かせるよう市報やホームページ等を活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めます。